

第6期朝霞市障害福祉計画・

第2期朝霞市障害児福祉計画

【令和3（2021）年度～令和5（2023）年度】

（案）

令和3（2021）年3月

朝霞市

はじめに

市長写真

市長あいさつ

目 次

第1章 計画策定に当たって	3
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の法的根拠	4
3 計画の位置付け	7
4 計画の期間及び構成	8
5 計画の対象	8
6 計画の策定体制等	9
(1) 朝霞市障害者プラン推進委員会による検討	9
(2) 障害のある人及び児童等へのアンケート調査の実施	11
(3) 障害のある児童等の保護者へのアンケート調査の実施	11
(4) 事業所等へのヒアリング調査の実施	11
(5) パブリックコメント等の実施	11
7 計画策定の主なポイント（基本的理念）	12
(1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援	12
(2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別に よらない一元的な障害福祉サービスの実施等	12
(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、 就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備	13
(4) 地域共生社会の実現に向けた取組	13
(5) 障害児の健やかな育成のための発達支援	14
(6) 障害福祉人材の確保	14
(7) 障害者の社会参加を支える取組	15
第2章 障害のある人・障害のある児童を取り巻く状況	19
1 朝霞市の概況	19
(1) 朝霞市の地勢と人口	19
(2) 人口・世帯の推移	20
(3) 年齢階層別人口の推移	21
(4) 人口動態	22
2 障害のある人・障害のある児童等の状況	23
(1) 身体障害者手帳所持者	23
(2) 療育手帳所持者	25
(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者	26
(4) 難病患者見舞金受給者	27

3 調査で見る障害のある人・障害のある児童の現状.....	28
(1) 調査の概要	28
(2) 障害のある人・障害のある児童の調査結果の概要（調査区分A）	31
(3) 障害のある児童の保護者の調査結果の概要（調査区分B）	37
(4) 障害福祉サービス事業所の調査結果の概要（調査区分C）	40
(5) 障害者団体の調査結果の概要（調査区分D）	42
第3章 計画の基本的な考え方	47
1 障害者プランの基本理念	47
2 基本目標	48
3 障害福祉サービス等の体系	49
第4章 令和5（2023）年度の目標設定	53
1 基本目標	53
(1) 福祉施設入所から地域生活への移行	53
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	54
(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	56
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	57
(5) 障害児支援の提供体制の整備等	60
(6) 発達障害者等に対する支援	62
(7) 相談支援体制の充実・強化のための取組	63
(8) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 ..	64
2 数値目標を達成するための取組	65
第5章 サービス等の見込量とその確保の方策	69
1 訪問系サービス	69
(1) 居宅介護	69
(2) 重度訪問介護	71
(3) 同行援護	72
(4) 行動援護	74
(5) 重度障害者等包括支援	75
2 日中活動系サービス	77
(1) 生活介護	77
(2) 自立訓練（機能訓練）	78
(3) 自立訓練（生活訓練）	80
(4) 就労移行支援	82
(5) 就労継続支援（A型）	84

(6) 就労継続支援（B型）	86
(7) 就労定着支援	86
(8) 療養介護	89
(9) 短期入所	90
(10) 自立生活援助	92
3 居住系サービス	93
(1) 共同生活援助（グループホーム）	93
(2) 施設入所支援	94
4 相談支援	95
(1) 計画相談支援、地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)	95
5 障害のある児童への支援	97
(1) 障害児通所支援	97
(2) 居宅訪問型児童発達支援	101
(3) 障害児入所支援	102
(4) 障害児相談支援	103
(5) 障害のある子ども・子育て支援等（教育・保育）	105

第6章 地域生活支援事業 109

必須事業	110
1 理解促進研修・啓発事業	110
2 自発的活動支援事業	111
3 相談支援事業	112
4 成年後見制度支援事業	115
(1) 成年後見制度利用支援事業	115
(2) 成年後見制度法人後見支援事業	116
5 意思疎通支援事業	117
6 日常生活用具給付等事業	119
7 手話通訳者等養成事業	121
8 移動支援事業	122
9 地域活動支援センター事業	123
任意事業	124
1 日常生活支援	124
(1) 訪問入浴サービス	124
(2) 日中一時支援	125
(3) 巡回支援専門員整備	126
2 社会参加支援	127
(1) スポーツ・レクリエーション教室開催等	127

3 就業・就労支援	128
(1) 就労支援センター	128
その他(市の独自事業)	129
(1) 福祉タクシー利用券、バス・鉄道共通ICカード、 自動車燃料費の補助	129
(2) 紙おむつ等の支給	129
(3) 配食サービス	129
(4) 緊急通報システム	129
(5) 難病患者見舞金の支給	129
(6) 市内循環バス特別乗車証	130
(7) 自動車運転免許取得費・改造費の助成	130
(8) 更生訓練費給付	130
(9) 身体障害者等診断書料補助金	130
(10) 就職支度金の支給	130
(11) 家具転倒防止器具等設置費の補助	130
(12) 障害者等見守りシール交付事業	131

第7章 計画の推進体制 135

1 計画の推進体制	135
(1) 計画の周知	135
(2) 推進体制の確立	135
(3) 広域連携等	135
(4) 市民等との協働	136
(5) 計画の達成状況の点検及び評価の体制	136
(6) 計画の達成状況の点検と評価の実施方法	136

資料編 139

1 策定体制	139
(1) 朝霞市障害者プラン推進委員会	139
(2) 朝霞市障害者プラン推進委員会委員名簿	141
2 障害のある人が利用している主な施設	142
(1) 障害のある人が利用している主な施設(朝霞市内)	142
(2) 障害のある人が利用している主な施設(朝霞市外)	144
3 障害のある児童が利用している主な施設	145
(1) 障害のある児童が利用している主な施設(朝霞市内)	145
(2) 障害のある児童が利用している主な施設(朝霞市外)	147
4 用語解説	148

第1章 計画策定に当たって

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）では、障害福祉サービスの適切な給付の実施のため、障害福祉サービス及び相談支援の確保に関する基本的事項を「障害福祉計画」として市町村において定めることとされています。

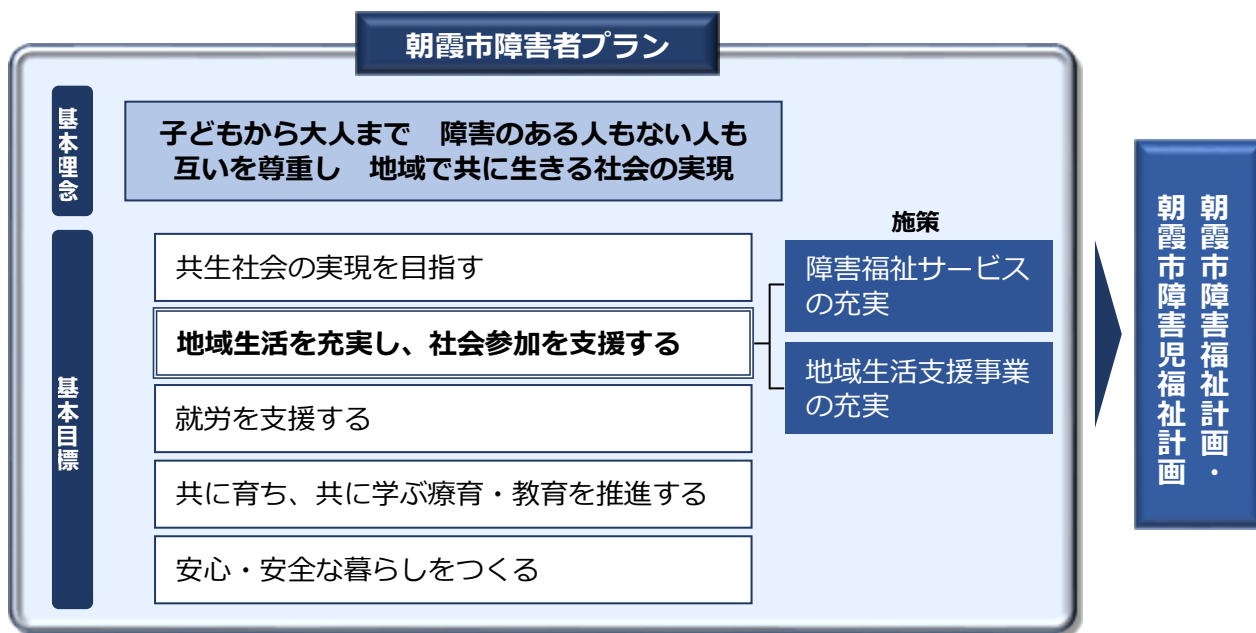
この障害者総合支援法は、障害のある人が地域において、その心身状況や意思に応じて自立した社会生活を営むことができるように、必要な障害福祉サービスに係る給付等の支援を行い、障害のある人の福祉の増進を図ることを目的としています。

また、障害者基本法第11条第3項に基づき、本市が平成30（2018）年3月に策定した「第5次朝霞市障害者プラン」では、「子どもから大人まで 障害のある人もない人も 互いを尊重し 地域で共に生きる社会の実現」を計画の基本理念に掲げ、5つの基本目標のもと、障害のある人に対するさまざまな施策を展開し、計画的に障害福祉施策を推進していくこととしています。

本プランでは、施策として障害福祉サービス及び地域支援事業の充実が掲げられており、その実施計画という位置付けにより、障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20に基づく市町村障害児福祉計画を一体的に策定するものです。

このたび、平成30（2018）年3月に策定した「第5期朝霞市障害福祉計画」の計画期間が終了することから、これまでの進捗状況等を分析した上で、障害福祉サービス等の必要量を的確に見込むとともに、その確保のための方策を定めた「第6期朝霞市障害福祉計画・第2期朝霞市障害児福祉計画」を策定しました。

※児童福祉法の改正により、平成30（2018）年度から新たに「市町村障害児福祉計画」を定めることとなりました。第5期朝霞市障害福祉計画（平成30（2018）年度～令和2（2020）年度）では、障害福祉計画及び障害児福祉計画を一体的に作成した上で、「朝霞市障害児福祉計画を含む」としていましたが、本計画からは、「第6期朝霞市障害福祉計画・第2期朝霞市障害児福祉計画」と明記することとしました。



2 計画の法的根拠

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20第1項を法的根拠とする計画です。

■ 障害者総合支援法

(市町村障害福祉計画)

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- (2) 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- (3) 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- (1) 前項第2号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- (2) 前項第2号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支

援及び同項第3号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

- 4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。
 - 5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。
 - 6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。
 - 7 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第170条第1項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
 - 8 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
 - 9 市町村は、第89条の3第1項に規定する協議会（以下この項及び第89条第7項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
 - 10 障害者基本法第36条第4項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かななければならない。
 - 11 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第2項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。
 - 12 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。
- 第88条の2 市町村は、定期的に、前条第2項各号に掲げる事項（市町村障害福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあっては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

■ 児童福祉法

（市町村障害児福祉計画）

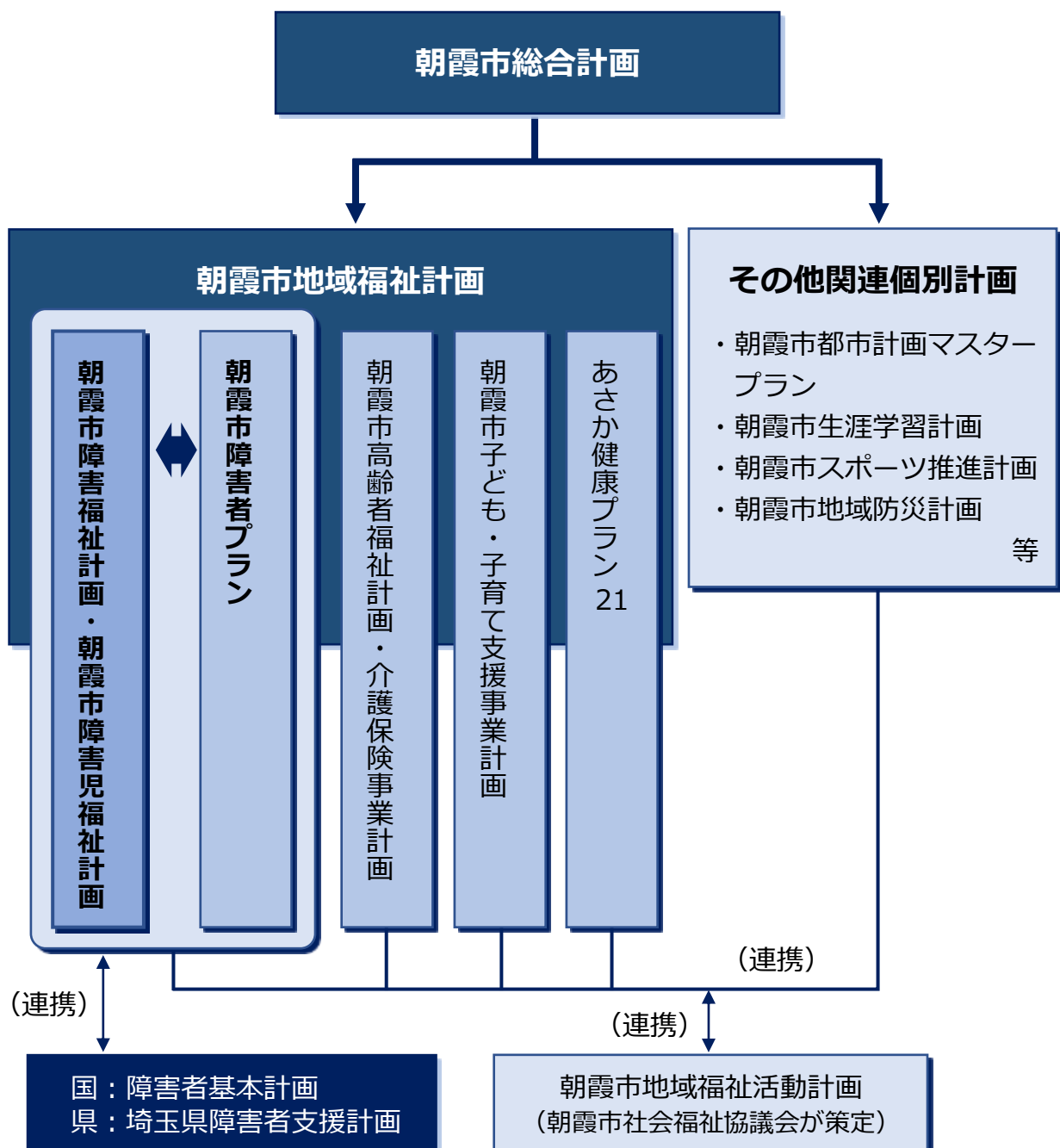
- 第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - (2) 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- 3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - (1) 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - (2) 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項
- 4 市町村障害児福祉計画は、当該市町村の区域における障害児の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、当該市町村の区域における障害児の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害児福祉計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。
- 7 市町村障害児福祉計画は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 8 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
- 10 障害者基本法第36条第4項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。
- 11 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第2項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
- 12 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

3 計画の位置付け

本計画は、本市の最上位計画である「朝霞市総合計画」を始め、福祉分野の上位計画である「朝霞市地域福祉計画」や「朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、また、「朝霞市子ども・子育て支援事業計画」や「あさか健康プラン21」などと整合を図りながら進める計画です。

また、第5次朝霞市障害者プランの基本理念である「子どもから大人まで 障害のある人もない人も 互いを尊重し 地域で共に生きる社会の実現」を踏まえ、障害者総合支援法の視点に基づいて、障害福祉サービス等の提供体制の整備を図ります。



4 計画の期間及び構成

本計画の計画期間は、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号 最終改正：令和2年厚生労働省告示第213号）」の期間とあわせて、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間とします。

なお、本計画の最終年度である令和5（2023）年度に次期計画の策定を行うこととなりますが、「第5次朝霞市障害者プラン」についても同時期に計画の最終年度を迎えるため、「障害者プラン」、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を一体的に策定することとなる見込みです。

ただし、いずれの計画も国・県の行政施策の動向、社会情勢や制度の変更、計画の進捗状況により、必要に応じて見直しを行うこととします。

平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
第5次朝霞市障害者プラン						第6次朝霞市障害者プラン		
策定								
第5期朝霞市障害福祉計画 (朝霞市障害児福祉計画を含む)			第6期朝霞市障害福祉計画 第2期朝霞市障害児福祉計画			第7期朝霞市障害福祉計画 第3期朝霞市障害児福祉計画		
策定			策定			策定		

5 計画の対象

本計画の「障害のある人」の範囲は、障害者基本法第2条に規定される者を対象とします。

平成23（2011）年8月に改正され公布・施行された障害者基本法では、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいうもの」としており、さらに、社会的障壁を「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」と定義されています。

6 計画の策定体制等

(1) 朝霞市障害者プラン推進委員会による検討

本計画の策定に当たっては、障害のある人や児童の実態及びニーズに応じた計画を策定するために、障害者団体、社会福祉関係団体、知識経験者、公募市民から構成される「朝霞市障害者プラン推進委員会」において、内容の審議・検討を行いました。

また、「朝霞市障害者自立支援協議会」においても、進捗状況の報告や本計画に関する意見をいただいております。

○策定経過

年 月 日	名 称	会 場	傍聴者数	内 容
令和2年 7月8日	第1回朝霞市 障害者プラン 推進委員会	朝霞市役所 全員協議会室	0人	(1)令和2年度朝霞市障害者プラン推進委員会スケジュールについて (2)第6期朝霞市障害福祉計画策定に向けたアンケート・ヒアリングについて (3)第5期朝霞市障害福祉計画の進捗状況について (4)第5次朝霞市障害者プラン事業・施策の進行管理シートの検討について (5)その他
令和2年 7月29日	第1回朝霞市 障害者自立支 援協議会	朝霞市役所 大会議室	1人	(1)会長、副会長の選出について (2)専門部会委員の指名について (3)朝霞市障害者自立支援協議会について (4)今年度のスケジュールについて (5)第5次朝霞市障害者プラン・第5期朝霞市障害福祉計画の進捗状況の報告 (6)その他
令和2年 8月20日 ～ 10月6日	<アンケート調査の実施> ・対象者：障害のある人及び児童等 障害児通所施設、育成保育、障害児放課後児童クラブを利用している児童の保護者 <ヒアリング調査の実施> ・対象者：障害福祉サービス事業所等 障害者団体			

第1章 計画策定に当たって

年 月 日	名 称	会 場	傍聴者数	内 容
令和2年 10月28日	第2回朝霞市 障害者プラン 推進委員会	朝霞市役所 第1委員会室	0人	(1)第5次朝霞市障害者プラン 事業・施策の進行管理シート について (2)第5期朝霞市障害福祉計画 の進捗状況について (3)第6期朝霞市障害福祉計画 策定に向けたアンケート・ヒ アリング状況について (4)国・県の動向について (5)第6期朝霞市障害福祉計画 素案について (6)朝霞市日本手話言語条例に ついて (7)その他
令和2年 11月17日	第3回朝霞市 障害者プラン 推進委員会	市民会館 会議室301	0人	(1)第6期朝霞市障害福祉計画・ 第2期朝霞市障害児福祉計 画素案について (2)パブリックコメント・職員コ メントについて (3)その他
令和2年 12月10日 } 令和3年 1月8日	<パブリックコメントの実施>			・意見者及び意見件数 ①個人2名 17件 ②1団体 9件 合 計 26件
令和2年 12月12日	福祉分野の計 画策定に向け た市民懇談会	朝霞市コミ ュニティセ ンター 集会室1・2		(1)計画の説明 (2)意見募集
令和2年 12月14日 } 12月28日	<職員コメントの実施>			・意見提出人数：0人 ・意見件数：0件
令和3年 1月27日	第4回朝霞市 障害者プラン 推進委員会	朝霞市役所 第1委員会室	0人	(1)パブリックコメント・職員コ メント等について (2)第6期朝霞市障害福祉計画・ 第2期朝霞市障害児福祉計 画素案について (3)令和3年度スケジュール (案)について (3)その他



（２）障害のある人及び児童等へのアンケート調査の実施

今後の施策の改善、展開及び充実を図ることを目的として、障害のある人や児童等の日常生活の状況や障害福祉サービスにおける利用状況や利用意向等を把握するため、令和2（2020）年8月20日（木）から10月6日（火）までの期間でアンケート調査を実施しました。

（３）障害のある児童等の保護者へのアンケート調査の実施

今後の施策の改善、展開及び充実を図ることを目的として、障害のある児童等の保護者を対象にお子さんの状況や将来の意向等を把握するため、令和2（2020）年8月20日（木）から10月6日（火）までの期間でアンケート調査を実施しました。

（４）事業所等へのヒアリング調査の実施

今後の施策の改善、展開及び充実を図ることを目的として、障害福祉サービス事業所、障害者団体を対象に運営状況や利用者等からのサービスの利用意向等を把握するため、令和2（2020）年8月20日（木）から10月6日（火）までの期間でヒアリング調査を実施しました。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、原則として、対面によらず、郵送による配付及び回収を行いました。

（５）パブリックコメント等の実施

市民や関係者の意見を広く反映させるため、「第6期朝霞市障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の計画案について、令和2（2020）年12月から令和3（2021）年1月までの期間でパブリックコメント及び市民懇談会を実施しました。

7 計画策定の主なポイント（基本的理念）

第6期朝霞市障害福祉計画・第2期朝霞市障害児福祉計画の策定に当たっては、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18（2006）年厚生労働省告示第395号 最終改正：令和2（2020）年厚生労働省告示第213号）」における、以下の基本的理念を踏まえ、策定します。

また、令和2（2020）年6月、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2（2020）年法律第52号）が成立し、計画的に地域共生社会の実現に向けた体制整備等を進める必要があるとされています。このことから、障害者等の自立した日常生活又は社会生活を支えるための障害者相談支援事業等についても引き続き障害福祉計画に記載し、地域共生社会の実現に向けた取組を推進します。

※基本的理念として新たに加わった項目には「新規」と表示しています。また、下線の箇所は既に示されていた基本的理念に新たに追記された内容となります。

（1）障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービス等の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本とし、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進める。

（2）市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスの実施主体は市町村を基本とし、対象となる障害者等（身体障害者・知的障害者・精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む）・難病患者等であって18歳以上の者・障害児）に対するサービスの充実を図り、県の適切な支援等を通じて均てん化（誰もが等しく利益を享受できること）を図る。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

サービス提供体制の整備を推進するに当たっては、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める。

特に、入所等から地域生活への移行については、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保する。

また、特に地域生活支援の拠点等の整備に当たっては、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めるために、あらゆる視点からの支援体制の整備、地域の体制づくりが求められており、今後、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた機能強化が必要である。併せて、相談支援を中心に、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えた中長期的視点に立った継続した支援が必要である。

さらに、精神障害者の地域生活への移行を進めるに当たっては、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的な社会の実現に向けた取組が必要であり、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む。市町村は次に掲げる支援を一体的に実施する新たな事業の活用も含めて検討し、体制整備を進める。

- ▶ 属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援
- ▶ 相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援
- ▶ ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援

（５）障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児支援を行うに当たっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要である。このため、障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な施設で支援できるよう、障害児通所支援及び障害児相談支援については市町村、障害児入所施設については県を実施主体とすることを基本とし、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、県の適切な支援を通じて、障害児支援の均てん化（誰もが等しく利益を享受できること）を図り、地域支援体制の構築を図る。

また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図る。

さらに、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する。

加えて、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児」という。）が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する人に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築する。

（６）障害福祉人材の確保

新規

障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要がある。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者が協力して取り組んでいくことが重要である。

(7) 障害者の社会参加を支える取組

新規

障害者の地域における社会参加を促進するためには、障害者の多様なニーズを踏まえて支援すべきである。

特に障害者による文化芸術活動の推進に関する法律を踏まえ、障害者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図る。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進する。

第2章 障害のある人・障害のある児童を取り巻く状況

第2章 障害のある人・障害のある児童を取り巻く状況

1 朝霞市の概況

(1) 朝霞市の地勢と人口

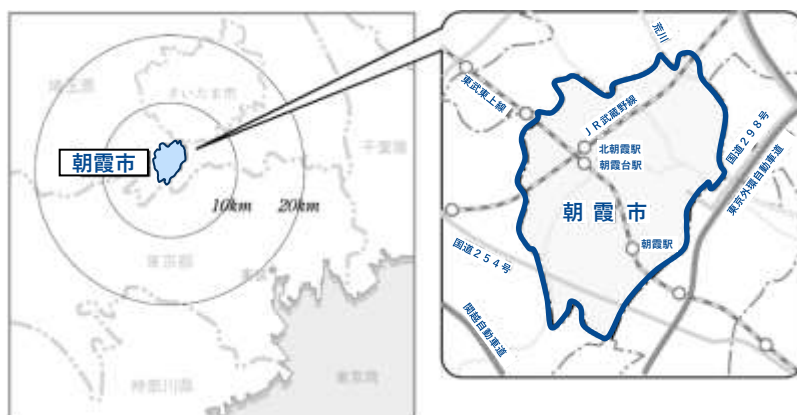
本市は、県庁所在地であるさいたま市から約9km、東京都心から約20kmの距離にあり、市の南部が東京都練馬区と接する埼玉県南西部に位置しています。

本市の地形は、武蔵野台地と荒川低地に大別され、その間の斜面林が武蔵野の面影を残しています。また、荒川とほぼ並行して新河岸川が流れ、市の中央部には東西に黒目川が流れるなど、変化に富んだ地形となっています。

交通の面では、本市の南部を国道254号（川越街道）、東部の市境を外環道（東京外かく環状道路）が通り、高速道路に容易にアクセスすることができます。また、北西から南東の方向には都心と直結する東武東上線と東京メトロ有楽町線・副都心線（東急東横線、みなとみらい線と相互乗入れ）、南西から北東の方向にはさいたま市など県央地域と結ぶJR武蔵野線が走り、都市交通の重要な結節点となっています。

こうした武蔵野の面影を残す自然景観や交通の利便性を背景として、市の人口は市制施行以来、増加を続けており、人口増加率は全国や首都圏と比較しても高く、令和2（2020）年4月1日現在で142,073人となっています。

本市の特徴は、市民の平均年齢が若く、生産年齢人口の割合も高く、また、出生率も隣接する東京都と比べて高いことから、高齢化率の上昇はゆるやかな状況となっていますが、今後、少子高齢化は進展していくことが予測される中、高齢者など一人暮らし世帯の増加が今後の課題となります。



(2) 人口・世帯の推移

本市の総人口（外国人含む）は、令和2（2020）年4月1日現在で142,073人、総世帯数は66,969世帯となっています。

人口の推移を見ると、昭和30（1955）年代後半以降、都市化の進展に伴い急速に人口が増加しました。首都圏への人口流入や住宅都市としての立地条件の向上などから、今後も人口は増加傾向で推移すると予測されます。

また、核家族世帯や単身世帯の割合が高いことから、一世帯当たりの人員は2.12人と減少傾向が続いています。

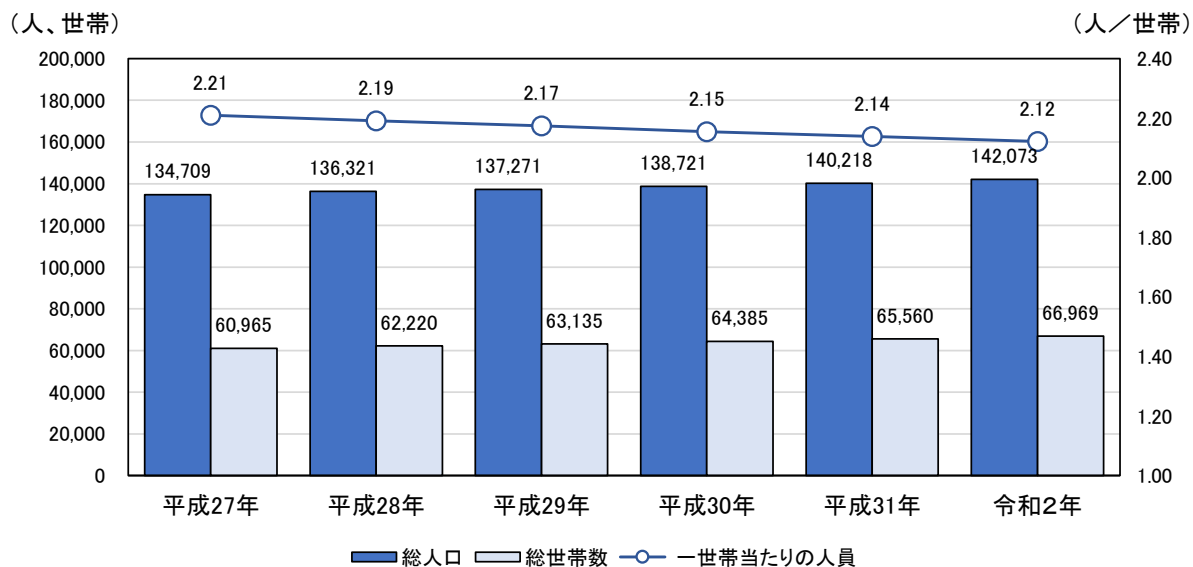
◆総人口、総世帯数、一世帯当たりの人員

単位：人、世帯、人／世帯

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
総人口	134,709	136,321	137,271	138,721	140,218	142,073
男性	68,262	69,019	69,425	70,065	70,707	71,577
女性	66,447	67,302	67,846	68,656	69,511	70,496
総世帯数	60,965	62,220	63,135	64,385	65,560	66,969
一世帯当たりの人員	2.21	2.19	2.17	2.15	2.14	2.12

資料：市政情報課（各年4月1日現在）

※単位未満は四捨五入しています。（以下、同様）



(3) 年齢階層別人口の推移

本市の年齢階層別の構成比を見ると、令和2（2020）年4月1日現在、年少人口（0～14歳）が13.7%、生産年齢人口（15～64歳）が67.0%、高齢者人口（65歳以上）が19.4%となっています。

年齢階層別人口を埼玉県と比較すると、年少人口は1.5ポイント、生産年齢人口は5.4ポイント上回り、高齢者人口は6.8ポイント下回っていることから、本市は比較的若い世代の人口が多い傾向となっています。

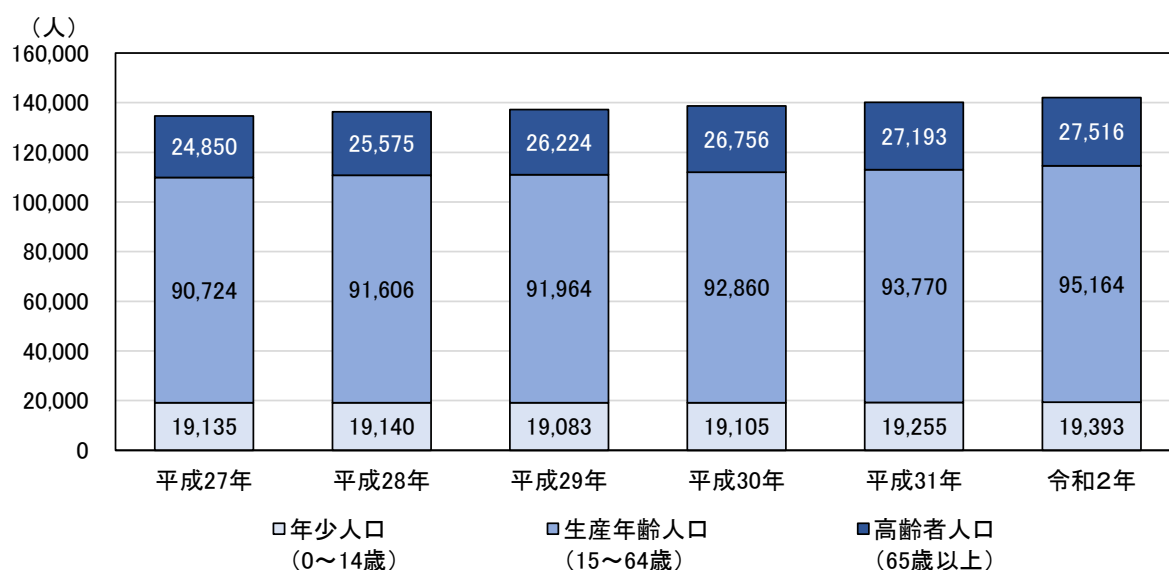
◆年齢階層別人口の推移

単位：人

区分	朝霞市						埼玉県
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和2年
年少人口 (0～14歳)	19,135 14.2%	19,140 14.0%	19,083 13.9%	19,105 13.8%	19,255 13.7%	19,393 13.7%	900,976 12.2%
生産年齢人口 (15～64歳)	90,724 67.3%	91,606 67.2%	91,964 67.0%	92,860 66.9%	93,770 66.9%	95,164 67.0%	4,553,252 61.6%
高齢者人口 (65歳以上)	24,850 18.4%	25,575 18.8%	26,224 19.1%	26,756 19.3%	27,193 19.4%	27,516 19.4%	1,935,733 26.2%
総人口	134,709	136,321	137,271	138,721	140,218	142,073	7,389,961

資料：市政情報課（各年4月1日現在）

資料：埼玉県町（丁）字別人口調査（令和2（2020）年1月1日現在）



(4) 人口動態

令和元（2019）年の人口動態は、自然増が315人、社会増が1,483人と、合計で1,798人の増加となっています。

自然増については、平成26（2014）年以降で最も少ない増加数となっています。一方で、社会増については、平成26（2014）年以降で最も多い増加数となっています。

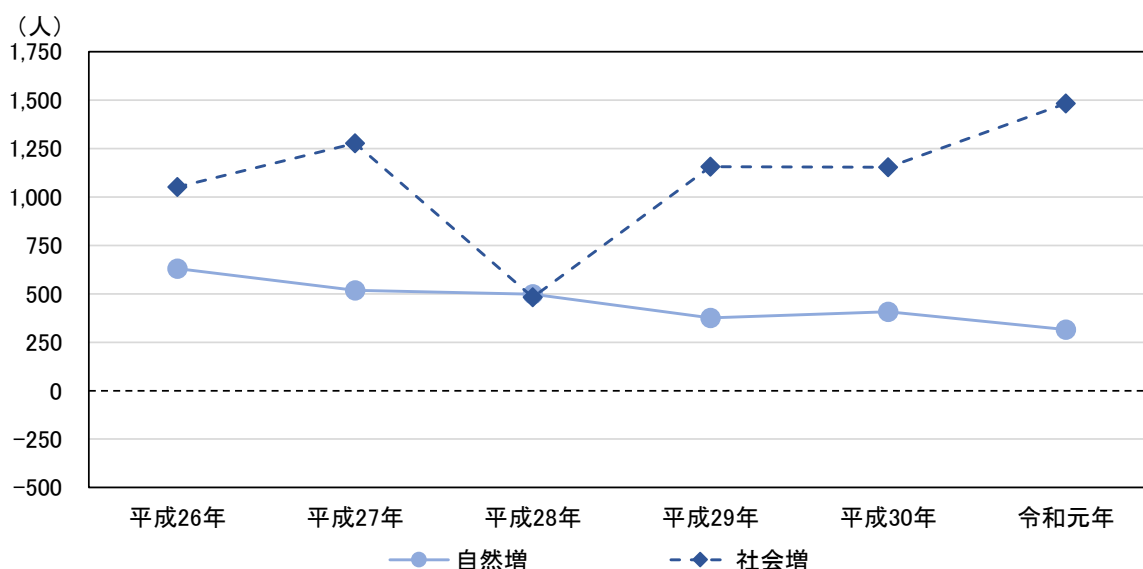
過去6年間を見ても、自然増及び社会増はともに増加で推移しており、都心・県中部へのアクセスの良さとともに、住環境が整備されてきたことによる働く世代の転入が、人口増加の要因と考えられます。

◆人口動態

単位：人

区分	自然増	社会増	総数
平成26年	631	1,052	1,683
平成27年	519	1,277	1,796
平成28年	498	483	981
平成29年	376	1,157	1,533
平成30年	408	1,154	1,562
令和元年	315	1,483	1,798

資料：市政情報課



2 障害のある人・障害のある児童等の状況

(1) 身体障害者手帳所持者

ペースメーカー、人工関節置換などの身体障害のある人（身体障害者手帳所持者）は、令和2（2020）年3月31日現在3,072人で、総人口に占める割合は、2.2%となっています。

障害の程度別に見ると、1級1,090人（35.5%）で最も多く、次いで4級722人（23.5%）、2級478人（15.6%）、3級463人（15.1%）の順で、年々障害の程度が重い人の割合が増加しています。

障害区分では、肢体不自由が50.6%と最も多く、以下、内部障害（心臓、腎臓、呼吸器、膀胱・直腸機能、小腸、免疫、肝臓）が33.4%、聴覚・平衡機能障害が8.3%、視覚障害が6.4%、音声・言語機能障害が1.3%となっています。

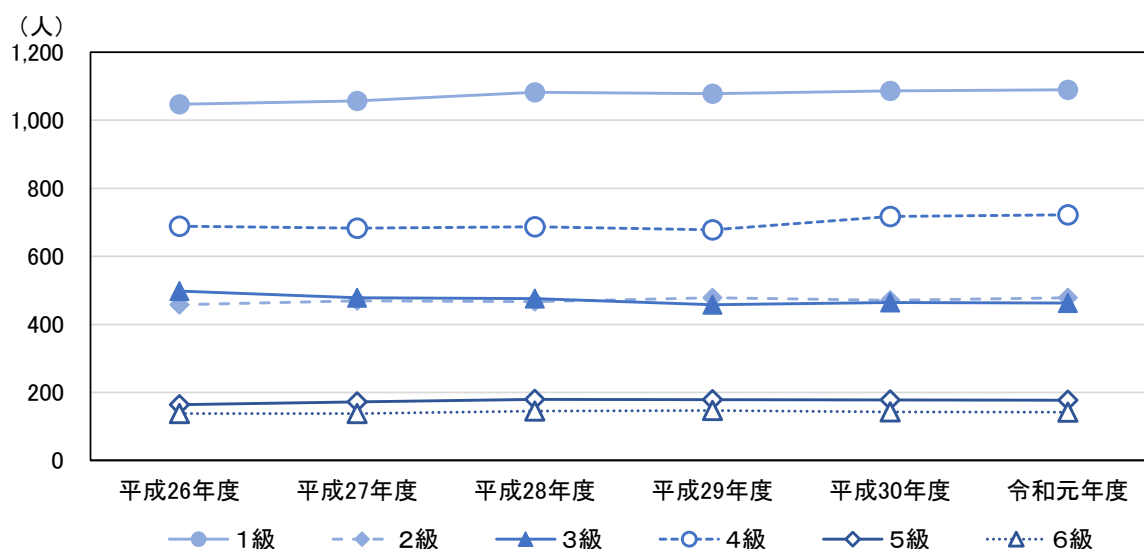
◆身体障害者手帳所持者の推移

単位：人

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1級	1,047	1,057	1,082	1,078	1,086	1,090
2級	458	469	467	478	471	478
3級	498	478	476	458	464	463
4級	689	683	687	678	717	722
5級	164	172	180	179	178	177
6級	138	138	145	147	143	142
合計	2,994	2,997	3,037	3,018	3,059	3,072

資料：障害福祉課（各年度3月31日現在）※埼玉県から資料提供

※障害福祉課の資料は埼玉県からの提供（以下、同様）



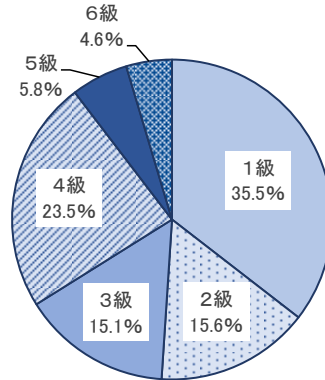
第2章 障害のある人・障害のある児童を取り巻く状況

◆身体障害者手帳所持者(障害等級別割合)

単位:人、%

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	内 18 歳未満	内 18 歳以上
人数	1,090	478	463	722	177	142	3,072	70	3,002
構成比	35.5	15.6	15.1	23.5	5.8	4.6	100.0	2.3	97.7

資料:障害福祉課(令和2(2020)年3月31日現在)※埼玉県から資料提供



◆身体障害者手帳所持者(障害区分)の推移

単位:人

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
視覚	196	197	199	197	203	197
聴覚・平衡	236	246	250	252	254	254
音声・言語	28	29	31	29	36	39
肢体不自由	1,592	1,566	1,559	1,548	1,546	1,554
心臓	472	476	487	483	480	495
腎臓	288	302	315	315	324	320
呼吸器	40	36	39	35	39	26
膀胱・直腸	111	113	121	121	135	141
小腸	1	1	1	1	1	1
免疫	28	29	30	33	37	39
肝臓	2	2	5	4	4	6
合計	2,994	2,997	3,037	3,018	3,059	3,072

資料:障害福祉課(各年度3月31日現在)※埼玉県から資料提供

◆身体障害者手帳所持者(障害区分割合)

単位:人、%

区分	視覚	聴覚・平衡	音声・言語	肢体不自由	心臓	腎臓	呼吸器	膀胱・直腸	小腸	免疫	肝臓	合計
人数	197	254	39	1,554	495	320	26	141	1	39	6	3,072
構成比	6.4	8.3	1.3	50.6	16.1	10.4	0.8	4.6	0.0	1.3	0.2	100.0

資料:障害福祉課(令和2(2020)年3月31日現在)※埼玉県から資料提供

(2) 療育手帳所持者

児童相談所等で知的障害であると判定された人（療育手帳所持者）は、令和2（2020）年3月31日現在744人で、総人口に占める割合は、0.52%となっています。

障害の程度別では、㊤（最重度）143人、A（重度）181人、B（中度）193人、C（軽度）227人となっています。

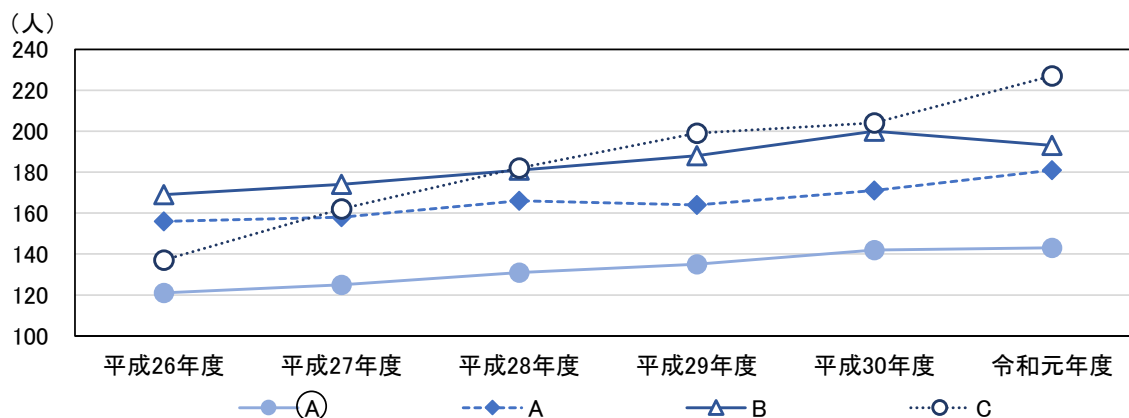
年々増加している要因としては、知的障害に対する知識や理解が保護者や教職員、社会全体へと普及してきていることなどにより、これまで潜在化していた障害児・者が顕在化してきたと考えられます。

◆療育手帳所持者の推移

単位：人

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
㊤	121	125	131	135	142	143
A	156	158	166	164	171	181
B	169	174	181	188	200	193
C	137	162	182	199	204	227
合計	583	619	660	686	717	744

資料：障害福祉課（各年度3月31日現在）※埼玉県から資料提供

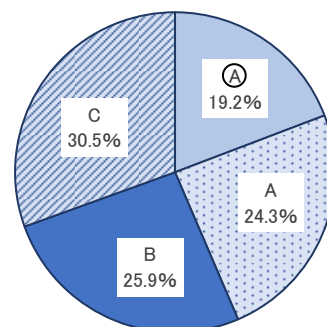


◆療育手帳所持者（障害程度別割合）

単位：人、%

区分	㊤	A	B	C	合計
人数	143	181	193	227	744
構成比	19.2	24.3	25.9	30.5	100.0

区分	内18歳未満	内18歳以上
人数	246	498
構成比	33.1	66.9



資料：障害福祉課（令和2(2020)年3月31日現在）※埼玉県から資料提供

（３）精神障害者保健福祉手帳所持者

統合失調症、てんかんなどの精神障害のある人（精神障害者保健福祉手帳所持者）は、令和2（2020）年3月31日現在1,152人で、総人口に占める割合は、0.81%となっています。

自立支援医療（精神通院医療）の利用者は2,106人となっています。

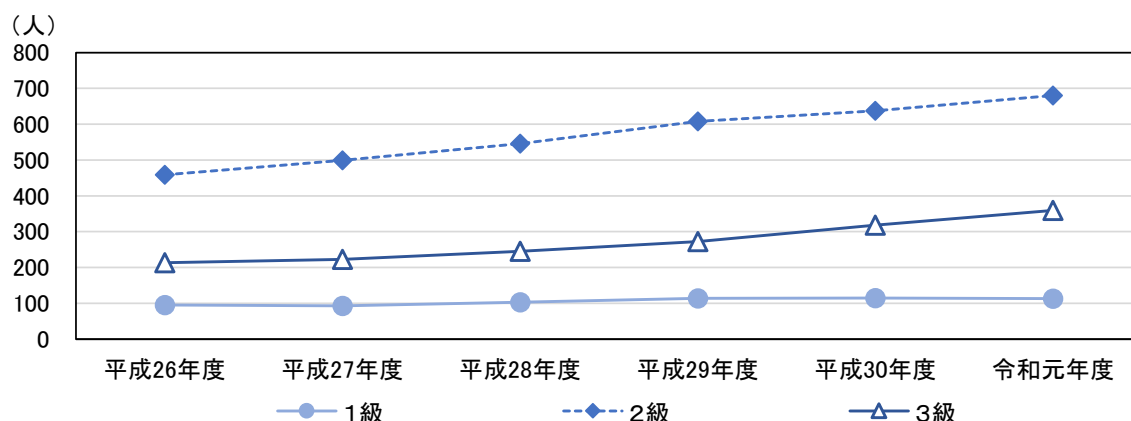
年々増加している要因としては、高齢化や地域の繋がり希薄化、長引く不況による労働環境や生活環境の悪化などの社会情勢の変化や、情報化社会による情報量の増加等により、精神的ストレスを抱えやすい現代社会であるとともに、知的障害と同様に精神障害に対する知識や理解が、社会全体へと普及してきていることなどにより精神科を受診される方が増加してきていることが考えられます。

◆精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

単位：人

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1級	95	93	103	114	115	113
2級	459	499	546	608	637	680
3級	213	223	245	272	318	359
合計	767	815	894	994	1,070	1,152

資料：障害福祉課（各年度3月31日現在）※埼玉県から資料提供

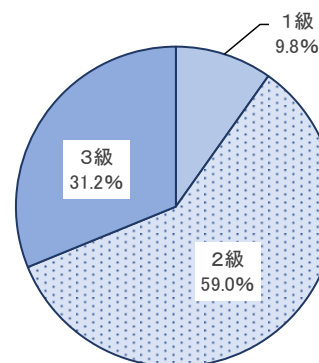


◆精神障害者保健福祉手帳所持者（障害等級別割合）

単位：人、%

区分	1級	2級	3級	合計
人数	113	680	359	1,152
構成比	9.8	59.0	31.2	100.0

資料：障害福祉課（令和2（2020）年3月31日現在）※埼玉県から資料提供



◆自立支援医療（精神通院医療）の疾病別利用者数

単位：人、%

区分	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	気分障害（うつ病など）	神経性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害
通院	312	716	102

区分	てんかん	その他（分類不明を含む）	合計
通院	83	893	2,106

資料：障害福祉課（令和2（2020）年3月31日現在）※埼玉県から資料提供

(4) 難病患者見舞金受給者

難病のうち、国や県で指定した指定難病については、保険診療の自己負担分の一部を公費負担する指定難病医療給付制度等と、原則として18歳未満を対象とする小児慢性特定疾病医療費助成制度があります。

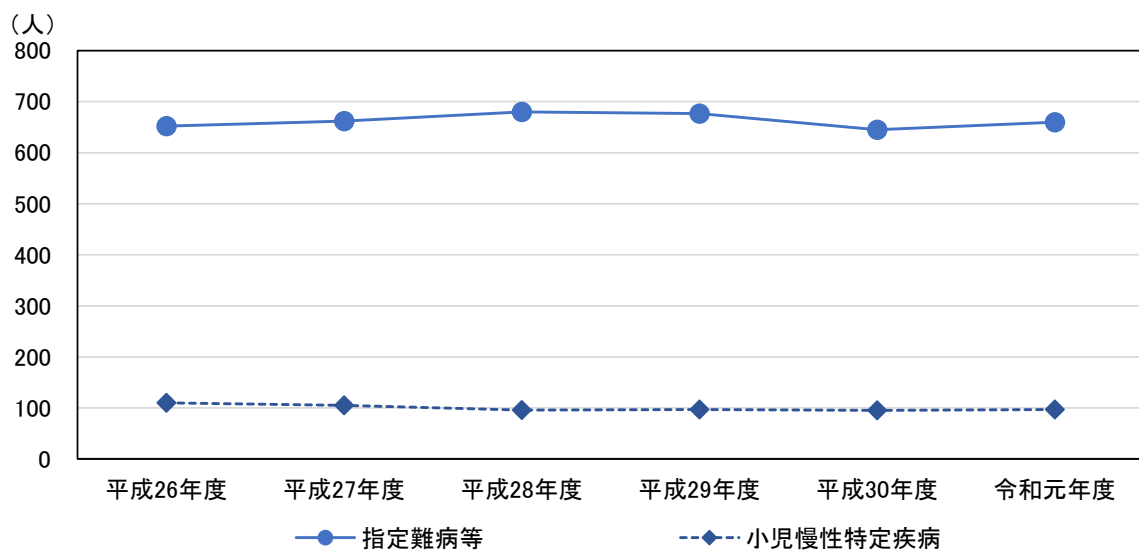
市では、指定難病医療受給者証等をお持ちの人に対して難病患者見舞金を支給しています。受給者数は、ほぼ横ばいで推移しています。

◆難病患者見舞金受給者数

単位：人

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
指定難病等	652	662	680	677	645	660
小児慢性特定疾病	110	105	96	97	95	97
合計	762	767	776	774	740	757

資料：障害福祉課（各年度3月31日現在）



※難病については下記のウェブサイトもご参照ください（令和3年1月現在）。

■難病情報センター

<https://www.nanbyou.or.jp/>

■厚生労働省 指定難病

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000084783.html>

■埼玉県 難病対策

<https://www.pref.saitama.lg.jp/kenko/iryo/nanbyo/index.html>

3 調査で見る障害のある人・障害のある児童の現状

(1) 調査の概要

①調査の目的

第6期朝霞市障害福祉計画・第2期朝霞市障害児福祉計画の策定に当たり、本市の障害のある人や児童の実情やニーズ、障害福祉サービスの利用状況や利用意向等を把握し、計画に反映するための基礎資料とするため、下記の調査を実施しました。

②調査方法

調査区分	●調査方法(上段)
	●調査時期(下段)
①調査区分A	・郵送による配付、回収(アンケート調査) ・令和2(2020)年8月20日(木)から10月6日(火)まで
②調査区分B	・郵送による配付、回収(アンケート調査) ※一部、施設及び保育園を通じて配付、郵送による回収 ・令和2(2020)年8月20日(木)から10月6日(火)まで
③調査区分C	・郵送による配付、回収(ヒアリング調査) ・令和2(2020)年8月20日(木)から10月6日(火)まで
④調査区分D	・郵送による配付、回収(ヒアリング調査) ・令和2(2020)年8月20日(木)から10月6日(火)まで

※調査区分C及び調査区分Dは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ヒアリング調査票を郵送にて配付、回収を行い、面談での調査を希望した団体については、面談にてヒアリングを実施しました。

③調査対象者・回収状況

調査区分	配付	回収	回収率
①身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者、難病患者見舞金を受給している難病患者(調査区分A)	5,131 人	2,389 人	46.6%
内)0～17歳	318 人	152 人	47.8%
②障害児通所施設、育成保育、障害児放課後児童クラブを利用している児童の保護者(調査区分B)	436 人	212 人	48.6%
③障害福祉サービス事業所等(訪問系を除く)(調査区分C)	67 事業所	53 事業所	79.1%
④障害者団体(調査区分D)	11 団体	8 団体	72.7%

※②調査区分Bの436人のうち、身体障害者等の手帳所持者は190人となっています。

○障害福祉サービス事業所等一覧（調査区分 C）

No.	事業所等名	No.	事業所等名
1	あさか向陽園 施設入所支援	25	すずらん
2	あさか向陽園 就労継続支援B型	26	生活ホーム 朝霞青年寮
3	あさか向陽園 短期入所	27	相談支援室 Grow 朝霞台
4	朝霞市手話通訳者等派遣事務所	28	朝光苑障害者短期入所事業所
5	朝霞市障害児放課後児童クラブ なかよし	29	成る実寮
6	朝霞市障害者ふれあいセンター あさか福祉作業所	30	はあとびあ障害者相談支援センター （計画相談）
7	朝霞市つばさ会相談支援事業所 あゆみ法人	31	はあとびあ障害者相談支援センター （相談支援）
8	朝霞市はあとびあ障害者就労支援センター	32	はあとびあ福祉作業所
9	あすてらす朝霞	33	ぱれっと
10	アートチャイルドケア SED スクール朝霞駅前	34	ひかりぎスクール朝霞
11	ウェルビー 朝霞台駅前センター	35	ひまわり工房
12	おもちゃ図書館 なかよしぱあく	36	ふれあい障害者相談支援センター
13	オリーブ	37	Friends 朝霞
14	共生みらいマネジメント	38	放課後等デイサービス さくらんぼ
15	グループホームつぐみ（グループホーム）	39	放課後等デイサービス まいまい1
16	グループホームつぐみ（短期入所）	40	放課後等デイサービス まいまい2
17	Cocorport 朝霞台 Office	41	放課後等デイサービス まいまい3
18	Cocorport 北朝霞 Office	42	まいまい相談支援事業所
19	コーヒータイム相談事業所	43	みつばすみれ学園
20	児童発達支援元気キッズ朝霞教室	44	みつばすみれ学園 障害児等計画相談支援センター
21	児童発達支援元気キッズPSC朝霞教室	45	リライト
22	児童発達支援・放課後等デイサービス 事業所 Pal	46	リロード
23	障害者支援施設 すわ緑風園（短期入所）	47	れすと
24	障害者支援施設 すわ緑風園（入所支援）	48	レモンの木

（50 音順）

※調査期間である令和2（2020）年8月20日（木）から10月6日（火）までに回答のあった事業所のうち、事業所名の記入があった事業所のみを掲載しています。

○障害者団体一覧（調査区分D）

No.	団体名	No.	団体名
1	医療的ケア児の支援を考える会・朝霞	5	NPO 法人 障害者も地域で共に・コーヒータン（朝霞市視力障害者友の会）
2	NPO 法人朝霞市心身障害児・者を守る会	6	NPO 法人なかよしねっと
3	NPO 法人朝霞市つばさ会	7	けやきの会
4	NPO 法人彩の会	8	わかば（脳損傷による遷延性意識障がい者と家族の会）

（50 音順）

※調査期間である令和2（2020）年8月20日（木）から10月6日（火）までに回答のあった団体のみを掲載しています。

④主な調査内容

調査区分	主な調査内容
①調査区分A 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の各所持者、難病患者見舞金を受給している難病患者	① 調査対象者本人の状況について ② 日常生活の介助の状況について ③ 主な介護者の状況について ④ 日中活動の困りごとについて ⑤ 保育・教育・就労支援について ⑥ 生活全般について ⑦ 障害福祉サービス等について ⑧ 権利擁護と成年後見制度について ⑨ 災害時の避難等について ⑩ 朝霞市のまちづくりについて
②調査区分B 障害児通所施設、育成保育、障害児放課後児童クラブを利用している児童の保護者	① 子育ての相談について ② お子さんの日中活動・教育について ③ 障害福祉サービス等について ④ お子さんの将来について ⑤ 障害のある人・障害のある児童への支援について ⑥ 自由記述について
③調査区分C 障害福祉サービス事業所（訪問系を除く）	① 利用者から望まれているサービスについて ② 事業所の運営について ③ 関係機関との連携について ④ 障害のある人・障害のある児童への支援について ⑤ 自由記述について
④調査区分D 障害者団体	① 利用者から望まれているサービスについて ② 団体の活動について ③ 会員や参加者からの日常の困りごと、地域の問題の声について ④ 障害のある人・障害のある児童への支援について ⑤ 自由記述について

(2) 障害のある人・障害のある児童の調査結果の概要 (調査区分A)

①障害のある人・障害のある児童の状況について

障害種別で構成比が最も高い年齢層をみると、身体障害のある人では「75歳以上」が44.9%、知的障害のある人では「18～39歳」が40.2%、精神障害のある人では「40～64歳」が55.3%、難病患者では「40～64歳」が34.2%となっています。0～17歳でみると、「6～11歳」が45.4%で最も高く、次いで「12～17歳」が32.9%となっています。

現在の暮らしの状況については、「家族と暮らしている」が72.7%を占めており、障害種別でみても同様に「家族と暮らしている」の割合が高くなっています。

将来の暮らしの希望については、「家族と暮らしたい」が67.8%を占めており、障害種別でみても同様に「家族と暮らしたい」の割合が高くなっています。また、知的障害のある人においては「グループホームで暮らしたい」「障害者入所施設で暮らしたい」が、他の障害と比べて高い傾向がみられます。0～17歳でみると、「家族と暮らしたい」が97.4%を占めています。

障害の状態になった時期については、「60～69歳」が15.7%で最も高く、次いで「70歳以上」が14.7%、「50～59歳」が13.3%となっています。障害種別で構成比が最も高い時期をみると、身体障害のある人、難病患者では「60～69歳」、知的障害のある人では「出生時」、精神障害のある人では「19～29歳」となっています。

②日常生活の介助の状況について

日常生活の介助（①食事②トイレ③入浴④衣服の着脱⑤身だしなみ⑥家の中の移動⑦外出⑧家族以外の人との意思疎通⑨お金の管理⑩薬の管理）の状況については、「一部介助が必要」においては、『⑦外出』が20.2%で最も高く、次いで『⑧家族以外の人との意思疎通』が17.0%、『⑤身だしなみ』が15.7%となっています。「全部介助が必要」においては、『⑨お金の管理』が19.7%で最も高く、次いで『⑩薬の管理』が18.4%、『⑦外出』が18.1%となっています。障害種別でみると、『⑦外出』と『⑨お金の管理』の割合が共通して高く、知的障害のある人では『⑧家族以外の人との意思疎通』の割合が他の障害と比べて高い傾向がみられます。

障害種別により「できる」「できない」は異なり、知的障害のある人及び0～17歳では、全体的に「ひとりでできる」割合が低い傾向となっています。

③主な介助者（ケアラー）の状況について

主な介助者については、「父母・祖父母・兄弟・姉妹」が31.6%で最も高く、次いで「配偶者」が29.1%、「ホームヘルパーや施設の職員」が17.9%となっています。障害種別でみると、身体障害のある人と難病患者では「配偶者」、知的及び精神障害のある人では「父母・祖父母・兄弟・姉妹」の割合が高くなっています。

主な介助者の年齢については、「75歳以上」が17.5%で最も高く、次いで「50～54歳」が11.8%、「45～49歳」が11.6%となっています。障害種別で構成比が最も高い年齢をみると、身体障害のある人、難病患者では「75歳以上」、知的障害のある人では「45～49歳」、精神障害のある人では「50～54歳」となっています。

ケアラーとは高齢、身体上、精神上の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を行っている人のことを言います。ケアラーの中でも、18歳未満の人はヤングケアラーと定義されています。

介護の状況は家族構成の変化に伴い複合化・複雑化しており、介護をしている家族は何らかの身体的負担や心理的負担を抱えている方が多いことから、介護者の負担軽減のための取り組みを推進する必要があります。

埼玉県においては、令和2年3月31日に全国初の「埼玉県ケアラー支援条例」が公布・施行され、ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会を実現することを目的としています。

④日中活動での困りごとについて

外出時の困りごとについては、「道路や駅に階段や段差が多い」が32.0%で最も高く、次いで「電車やバスの乗り降りが困難」が23.0%、「外出にお金がかかる」が18.7%となっています。障害種別でみると、知的障害のある人では「電車やバスの料金の支払い方、乗り換えの方法がわかりにくい」、精神障害のある人では「外出にお金がかかる」「周囲の目が気になる」「発作など突然の身体の変化が心配」の割合が他の障害と比べて高くなっています。

保育所等や学校での困りごとについては、「特に困っていることはない」が62.3%で最も高く、次いで「通うのが大変」が11.9%、「介助体制が十分でない」「先生の理解や配慮が足りない」「友だちができない」が6.0%となっています。障害種別で構成比が高い困りごとをみると、すべての障害種別で「特に困っていることはない」が最も高く、次いで、身体障害、知的障害のある人、難病患者では「通うのが大変」、精神障害のある人では「友だちができない」が高くなっています。0～17歳でみると、「特に困っていることはない」が61.7%で最も高く、

次いで「通うのが大変」が12.1%、「介助体制が十分でない」が6.4%となっています。

仕事への不安・不満については、「収入が少ない」が38.1%で最も高く、次いで「特に不安・不満、困ったことはない」が28.8%、「通勤が大変」が18.2%となっています。障害種別で構成比が最も高い不安・不満をみると、身体障害のある人では、「特に不安・不満、困ったことはない」、知的障害、精神障害のある人、難病患者では「収入が少ない」となっています。

⑤保育・教育・就労支援について

保育所等や学校などに望むことについては、「能力や障害の状況にあった指導をしてほしい」が43.0%で最も高く、次いで「就学相談や進路相談などの相談体制を充実してほしい」が30.5%、「個別指導を充実してほしい」が27.2%となっています。

就労支援として必要なことについては、「職場の障害のある人への理解」が43.7%で最も高く、次いで「職場の上司や同僚に障害への理解があること」が41.3%、「短時間勤務や勤務日数の配慮」が30.4%となっています。

⑥生活全般について

悩みごとや困りごとの相談先については、「家族や親せき」が73.0%で最も高く、次いで「友人・知人」が27.4%、「かかりつけ医師や看護師」が26.2%となっています。障害種別でみると、知的障害のある人では「施設の指導員」の割合が他の障害と比べて高くなっています。

障害のことや福祉サービスの情報の入手先については、「市役所の広報紙」が40.3%で最も高く、次いで「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が30.4%、「家族や親せき、友人・知人」が26.5%となっています。0～17歳でみると、「家族や親せき、友人・知人」が48.0%で最も高く、次いで「インターネット」が31.6%となっています。

現在や今後の生活で不安に思うことについては、「障害や病気のこと」が52.1%で最も高く、次いで「生活費について」が40.1%、「介助してくれる人について」が25.1%、「家事など日常生活のこと」が23.7%となっています。障害種別で構成比が最も高い項目をみると、身体障害のある人、難病患者では「障害や病気のこと」、知的障害のある人では「親の高齢化について」、精神障害のある人では「生活費について」となっています。0～17歳でみると、「進学・学校生活について」が42.1%で最も高く、次いで「障害や病気のこと」が40.1%、「就職・仕事について」が35.5%となっています。

⑦障害福祉サービス等について

現在、利用している障害福祉サービスについては、「計画相談支援」が8.8%で最も高く、次いで「居宅介護」が6.2%、「自立訓練（機能訓練）」が5.7%となっています。

現在、利用している地域生活支援事業については、「日常生活用具給付事業」が4.6%で最も高く、次いで「相談支援事業」が3.8%、「移動支援事業」が3.3%となっています。

今後の利用意向において、継続して利用したい及びすぐ利用したい障害福祉サービスは、「計画相談支援」が8.9%で最も高く、次いで「居宅介護」が5.6%、「自立訓練（機能訓練）」が5.1%となっており、3年以内には利用したい障害福祉サービスは、「居宅介護」が6.5%で最も高く、次いで「短期入所」が6.2%、「自立生活援助」が5.1%となっています。

障害種別で継続して利用したい及びすぐ利用したい障害福祉サービスをみると、身体障害のある人では「自立訓練（機能訓練）」、知的及び精神障害のある人では「計画相談支援」、難病患者では「居宅介護」となっています。0～17歳でみると、「放課後等デイサービス」が38.2%で最も高く、次いで「計画相談支援」が29.6%、「児童発達支援」が22.4%となっています。3年以内には利用したい障害福祉サービスをみると、身体障害のある人及び難病患者では「居宅介護」、知的障害のある人では「短期入所」、精神障害のある人では「就労移行支援」となっています。0～17歳でみると、「放課後等デイサービス」が13.8%で最も高く、次いで「障害児相談支援」が7.2%、「短期入所」が6.6%となっています。

今後の利用意向において継続して利用したい及びすぐ利用したい地域生活支援事業は、「相談支援事業」が4.9%で最も高く、次いで「日常生活用具給付事業」が4.7%、「移動支援事業」が4.3%となっており、3年以内には利用したい地域生活支援事業は、「相談支援事業」が7.0%で最も高く、次いで「日中一時支援事業」が4.3%、「移動支援事業」が4.2%となっています。

⑧権利擁護と成年後見制度について

障害者虐待防止センターの認知度については、「知っている」が16.5%、「知らない」が73.5%と、「知らない」が57.0ポイント上回っています。

障害者差別解消法の認知度については、「知っている」が17.0%、「知らない」が74.2%と、「知らない」が57.2ポイント上回っています。

差別や嫌な思いをする（した）ことについては、「ない」が48.8%で最も高く、次いで「少しある」が28.3%、「ある」が16.1%となっています。

差別や嫌な思いをした場所については、「外出先」が42.4%で最も高く、次いで「仕事場」が21.6%、「病院などの医療機関」が20.9%となっています。障害種別でみると、知的障害のある人では「学校」、精神障害のある人では「仕事場」

「仕事を探すとき」の割合が他の障害と比べて高くなっています。

成年後見制度の認知度については、「名前も内容も知っている」が32.0%で最も高く、次いで「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が30.2%、「名前も内容も知らない」が29.7%となっています。

成年後見制度の利用については、「利用したくない」が54.2%で最も高く、次いで「現在は利用していないが、今後利用したい」が26.7%、「利用している」が1.9%となっています。0～17歳でみると、「現在は利用していないが、今後利用したい」が46.7%で最も高くなっています。

⑨災害時の避難等について

火事や地震等の災害時に一人での避難については、「できる」が40.6%で最も高く、次いで「できない」が33.4%、「わからない」が22.0%となっています。障害種別でみると、知的障害のある人では「できない」の割合が他の障害と比べて高くなっています。0～17歳でみると、「できない」が61.2%となっています。

火事や地震等の災害時での困りごとについては、「避難場所の設備や生活環境が不安」が50.5%で最も高く、次いで「投薬治療が受けられない」が45.7%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が43.7%となっています。障害種別でみると、知的障害のある人では、「救助を求めることができない」「被害状況、避難場所などの情報が入手できない」「周囲とコミュニケーションがとれない」の割合が他の障害と比べて高くなっています。0～17歳でみると、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が56.6%で最も高く、次いで「周囲とコミュニケーションがとれない」が48.0%となっています。

⑩朝霞市のまちづくりについて

現在の朝霞市に対して「不満」の項目をみると、「障害のある人に配慮した道路・建物・駅などの整備」が21.6%で最も高く、次いで「障害のある人のための住まいの確保・供給」が17.9%、「働く場の確保」が17.3%となっています。

今後の朝霞市のまちづくりに対して「重要」と思われている項目は、「障害のある人に配慮した道路・建物・駅などの整備」が54.8%で最も高く、次いで「重度の障害のある人のための入所施設の整備」が51.9%、「福祉・保健・医療の連携による在宅サービスの充実」が51.4%となっています。障害種別で最も「重要」と思われている項目をみると、身体障害のある人及び難病患者では「障害のある人に配慮した道路・建物・駅などの整備」、知的及び、精神障害のある人では「働く場の確保」となっています。0～17歳でみると、「重要」と思われている項目は、「働く場の確保」が72.4%で最も高く、次いで「障害のある人のための教育の充実」が71.1%、「リハビリ・生活訓練・職業訓練などの通所施設の整備」が

70.4%となっています。

⑪自由記述について

障害福祉サービスや生活上のこと、その他朝霞市の障害福祉施策全般に関する意見については、734件の意見があり、同様の意見を項目分類すると、「道路、施設のバリアフリー、交通機関の充実について」が96件で最も多く、次いで「アンケートについて」が77件、「市役所の手続き等に関することについて」が72件、「障害福祉サービスについて」が59件、「経済的な内容について」が56件となっています。

(3) 障害のある児童の保護者の調査結果の概要(調査区分B)

①子育ての相談について

子育てへの不安の相談先については、「家族・親族」が77.8%で最も高く、次いで、「友人・知人」が54.2%、「かかりつけの病院」が47.6%となっています。

子育てに関する情報の入手先については、「インターネット」が76.9%で最も高く、次いで「家族や親せき、友人・知人」が62.7%、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が45.8%となっています。

子育てをする上で、早期に適切な支援を受けるために必要なことについては、「専門家による相談体制を充実させる」が73.6%で最も高く、次いで「関連するサービスについての情報提供を充実させる」が41.5%、「電話・メールによる相談体制を充実させる」が40.6%となっています。

②お子さんの日中活動・教育について

保育所等や学校での困りごとについては、「特に困っていることはない」が48.6%で最も高く、次いで「通うのが大変」が17.0%、「先生の理解や配慮が足りない」が14.2%となっています。

お子さんが受けている支援等について、充実させるべきことについては、「会話やコミュニケーションに関する支援」が54.2%で最も高く、次いで「友達など人とのかかわり方に関する支援」が45.8%、「言葉や読み書きに関する支援」が38.2%となっています。

お子さんが受けている教育や、学校生活において、充実させるべきことについては、「教職員の理解・支援」が61.3%で最も高く、次いで「学習指導」が48.1%、「友人との関係づくり」が46.2%となっています。

③障害福祉サービス等について

現在、利用しているサービスについては、「児童発達支援」が54.7%で最も高く、次いで「計画相談支援」が47.6%、「放課後等デイサービス」が47.2%となっています。

現在、利用している地域生活支援事業については、「相談支援事業」が6.6%で最も高く、次いで「日常生活用具給付事業」が3.3%、「移動支援事業」が2.8%となっています。

今後の利用意向において、継続して利用したい及びすぐ利用したい障害福祉サービスは、「児童発達支援」が51.9%で最も高く、次いで「放課後等デイサービス」が45.3%、「計画相談支援」が44.3%となっており、3年以内には利用したい障害福祉サービスは、「放課後等デイサービス」が24.1%で最も高く、次いで「短期入所」が6.6%、「障害児相談支援」が6.1%となっています。

今後の利用意向において継続して利用したい及びすぐ利用したい地域生活支援事業は、「相談支援事業」が8.9%で最も高く、次いで「移動支援事業」が3.8%、「障害者理解促進研修・啓発事業」が3.3%となっており、3年以内に利用したい地域生活支援事業は、「相談支援事業」が8.0%で最も高く、次いで「日中一時支援事業」が5.2%、「移動支援事業」が4.7%となっています。

④お子さんの将来について

お子さんの将来の暮らしについては、「自立して暮らしてほしい」が56.6%で最も高く、次いで「自宅で家族と暮らしてほしい」が19.8%、「グループホームで暮らしてほしい」が11.3%となっています。

お子さんの将来を考えて不安に思うことについては、「就職・仕事について」が63.7%で最も高く、次いで「進学・学校生活について」が60.4%、「学校・職場などの人間関係に関すること」が59.0%となっています。

⑤障害のある人・障害のある児童への支援について

障害福祉を充実させるため、市が注力すべきことについては、「障害の状況に応じた適切な保育、教育の充実」が60.8%で最も高く、次いで「相談窓口や情報提供の充実」が59.9%、「障害児が学校卒業後も継続して学ぶことができる場・機会の充実」が53.8%、「障害の早期発見・早期療育体制の充実」が53.3%、「就労に向けた支援の充実と雇用の促進」が48.6%となっています。

⑥自由記述について（抜粋）

■相談支援体制について

障害はいつどのように成長する中で悩みが出てくるか、その悩みの内容はその都度違うため、気軽に相談する事の出来る窓口がほしい。

■情報提供について

年長児の就学相談で初めて特別支援学校、学級の情報を得るのではなく、もう少し早い段階から朝霞市の特別支援教育の体制等の情報を得られるような仕組みを作してほしい。

■各種手続きについて

障害福祉課と子ども未来課、保健センターが、障害のある児童の情報を共有できるようなシステムづくりができていくと一体感があり、より心強いものになるかと思う。

■教育について

卒業後に行ける場所が全く無く、つまらない生活になっている。卒業して即大人になったわけではなく、むしろ心の発達や自立に向けて、学ぶことはたくさん残されている。人より時間がかかる分、障害のある児童にももっと勉強や日常生活の習得に必要な教育の時間を作ってほしい。

■就労について

卒業後の就職先は保護者が探すと言われている。市内の近い所で働く事が出来ればと思うが、個人で探すのは難しい。市で把握している障害者の雇用先一覧などがあれば、分かるように公表してほしい。

■障害への理解、交流について

保育園等について、障害を理解するため職員の質の向上を進めてもらいたい。

■施設の充実について

朝霞市に限ったことではないが、様々な障害福祉サービスがあっても実際に利用できないことが多々あると思う。施設や業者も増えてきていると思うが、まだ充分とはいえず、それを担う人では足りていない。家族介護で介護者が倒れても、結局利用できるサービスが無く（引き取り手が無く）、家族内で何とかやりくりしているのが現状かと思う。支援の名目だけで増やすのではなく、実質的に利用できる体制を整えてほしい。

(4) 障害福祉サービス事業所の調査結果の概要(調査区分C)

①利用者から望まれているサービスについて

- ・短期入所.....35.8%
- ・移動支援事業.....28.3%
- ・児童発達支援.....26.4%
- ・放課後等デイサービス.....26.4%
- ・生活介護.....24.5%
- ・共同生活援助.....24.5%

※上位6項目

②事業所の運営について

職員の配置状況については、「やや不足している」が41.5%で最も高く、次いで「過不足なく適当である」が35.8%、「不足している」が15.1%となっています。

運営に関する問題については、「人材確保が難しい」が58.5%で最も高く、次いで「人材育成が難しい」が43.4%、「報酬が労働実態にそぐわない」が32.1%となっています。人材確保に関する課題については、「一定の技術を持つ人材の確保が難しい」が64.5%で最も高く、次いで「夜間や朝夕など人材の確保が難しい時間帯がある」が38.7%、「新規卒者の確保が難しい」が25.8%となっています。人材確保のために行っている取組については、「求人募集誌・求人情報サイトへの掲載」が37.7%で最も高く、次いで「職員の親族・知人の紹介依頼」が35.8%、「ハローワークへの求人掲載」「法人・事業所のホームページ」がともに34.0%となっています。そのうち、最も効果があったと感じる取組については、「求人募集誌・求人情報サイトへの掲載」が21.7%で最も高く、次いで「ハローワークへの求人掲載」が19.6%、「職員の親族・知人の紹介依頼」が10.9%となっています。

③関係機関との連携について

関係機関との連携については、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、行政機関、医療機関とはある程度連携が図れている状況である一方で、ボランティア・NPOとは連携が図れていないという事業所も少なくない状況です。

④障害のある人・障害のある児童への支援について

障害福祉を充実させるため、市が注力すべきことについては、「相談窓口や情報提供の充実」が62.3%で最も高く、次いで「グループホームなど地域で生活するための住まいの充実」が54.7%、「障害や障害がある人への理解を促進するための普及・啓発」が52.8%、「災害等の非常時の情報提供・避難体制の整備」が45.3%、「障害のある人同士や地域の人などと交流できる場の整備」「障害のある人を支援するボランティアの育成と活動支援」がともに43.4%となっています。

⑤自由記述について（抜粋）

■障害福祉サービス等の充実について

学校に行けない児童が日中自宅以外で安心して過ごせるような場所があったらありがたい。普通級で過ごせているが、集団生活、相手とのコミュニケーション等で療育を利用したい場合、中学生、高校生になると、なかなか利用出来る施設が少ない。

■相談支援体制について

幼い子を持つお母さんたちで特に育てにくさを感じるお子さんをお持ちの方は、すごく焦っている印象がある。自分なりの子育てを一生懸命しているお母さんを不安にすること無く、サポートできる体制（学校・園・計画相談・専門家等）がより強化されると良いと思う。

■教育、進路等について

障害児放課後児童クラブは、本人の意志を尊重し、自己決定できるような支援並びに、学齢期ならではの問題や、社会へ送り出すまでの家庭への支援など、その役目は多岐にわたるが、丁寧な関わりを大切に、数値では測れない役割を持っていると言う事に目を向けてもらえたらと切に思う。

■障害への理解・交流について

新型コロナウイルス感染症対策に関して、自閉症児がマスクをできず外に出かけると、近隣の方から「マスクもさせないで外に出すなんて非常識だ」というような声を掛けられた。世の多くの方に、様々な理由でマスクが出来ない人もいると知ってもらうのは大変だと感じた。

■事業所の人材確保について

職員の待遇改善を考えてほしい。将来を見据えて長期的に今の職場で働きたいと考えても、給与が上がる見込みのないまま、長期的に働く事が難しい。

（５）障害者団体の調査結果の概要（調査区分D）

①利用者から望まれているサービスについて

- ・移動支援事業.....50.0%
- ・同行援護.....37.5%
- ・計画相談支援.....37.5%
- ・地域移行支援・地域定着支援...37.5%
- ・日常生活用具給付事業.....37.5%
- ・地域活動支援センター事業.....37.5%

※上位6項目

②団体の活動について

活動する上で困っていることについては、「後継者問題」「団体の運営に携わる人材の確保」がともに50.0%で最も高く、次いで「会員の意識」が37.5%、「運営方法」「財政問題」がともに25.0%となっています。

人材確保のために行っている取組については、ハローワーク・求人サイト・ホームページへの求人掲載や就職フェアへの参加、周囲の人への勧誘等が挙げられますが、あまり反応がないといった意見もあり、人材確保のために市に期待することについては、募集や団体のPRについて広報等を用いた情報発信や市主催のフェアを増やすこと、人材紹介などが挙げられます。

③会員や参加者からの日常の困りごと、地域の問題の声について

- ・休日の過ごし方として、親とではなく友達や見守ってくれる人とレクリエーションを楽しむといった、楽しく過ごせるところがない。
- ・病院と療育以外に子どもの居場所がほしい。
- ・就学相談では普通校（支援学級）の選択肢がなく、支援学校へ進学後、支援学級、普通校への変更手続きが明確ではないことに不安がある。
- ・仕事と介護の両立が難しい。
- ・親が病気になった時、事業所への送迎や過ごす場所がない。
- ・親亡き後に残された障害のある人の支援を考える必要がある。
- ・当事者家族に15歳以下の子どもがいる場合、その子どものケアを手助けしてくれる制度、組織がない。
- ・ヘルパーやボランティアなどの支援者を確保することが難しい。

④障害のある人・障害のある児童への支援について

障害福祉を充実させるため、市が注力すべきことについては、「障害や障害がある人への理解を促進するための普及・啓発」が75.0%で最も高く、次いで「外出支援の充実や交通機関等の整備」「障害のある人を支援するボランティアの育成と活動支援」がともに62.5%となっています。

⑤自由記述について（抜粋）

■障害福祉サービス等の充実について

- ・住み慣れた地域で障害を持つ人が生活してゆける手段の選択肢は、まだまだ少ないと思う。大きな施設ではなく、小規模な所への理解や必要な支援に力を入れて頂きたい。グループホームなどは増えてきたと思うが、本当に必要としている人々にまでは、まだまだ利用ができない状況であることや、障害種別でその差がある実態を丁寧に把握してもらい、一人でも多くの支援を必要とする方々が、自己決定権を大切にされながら生活出来るような朝霞市となってほしいと思う。
- ・医療的ケア児が利用出来る保育や教育、療育の選択肢を作ることに注力してもらいたい。医療的ケア児等コーディネーターを養成したところで、紹介できるサービスが無ければ役割を果たす事が出来ない。

第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 障害者プランの基本理念

本計画は、「第5次朝霞市障害者プラン」に定められている基本理念に基づき、基本目標の達成及び障害福祉サービス等の見込量及び確保の方策を定めます。

**子どもから大人まで 障害のある人もない人も
互いを尊重し 地域で共に生きる社会の実現**

第5次朝霞市障害者プランでは、基本理念に基づき、障害の有無や世代の違いなどにかかわらず、お互いを尊重し、支え合いながら共に生きる地域社会の実現を目指します。

また、あらゆるライフステージにおいて、自分らしく、自分の意思で自立し、社会参加ができるよう、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえ、障害福祉サービス等の実施など、さまざまな施策を推進します。

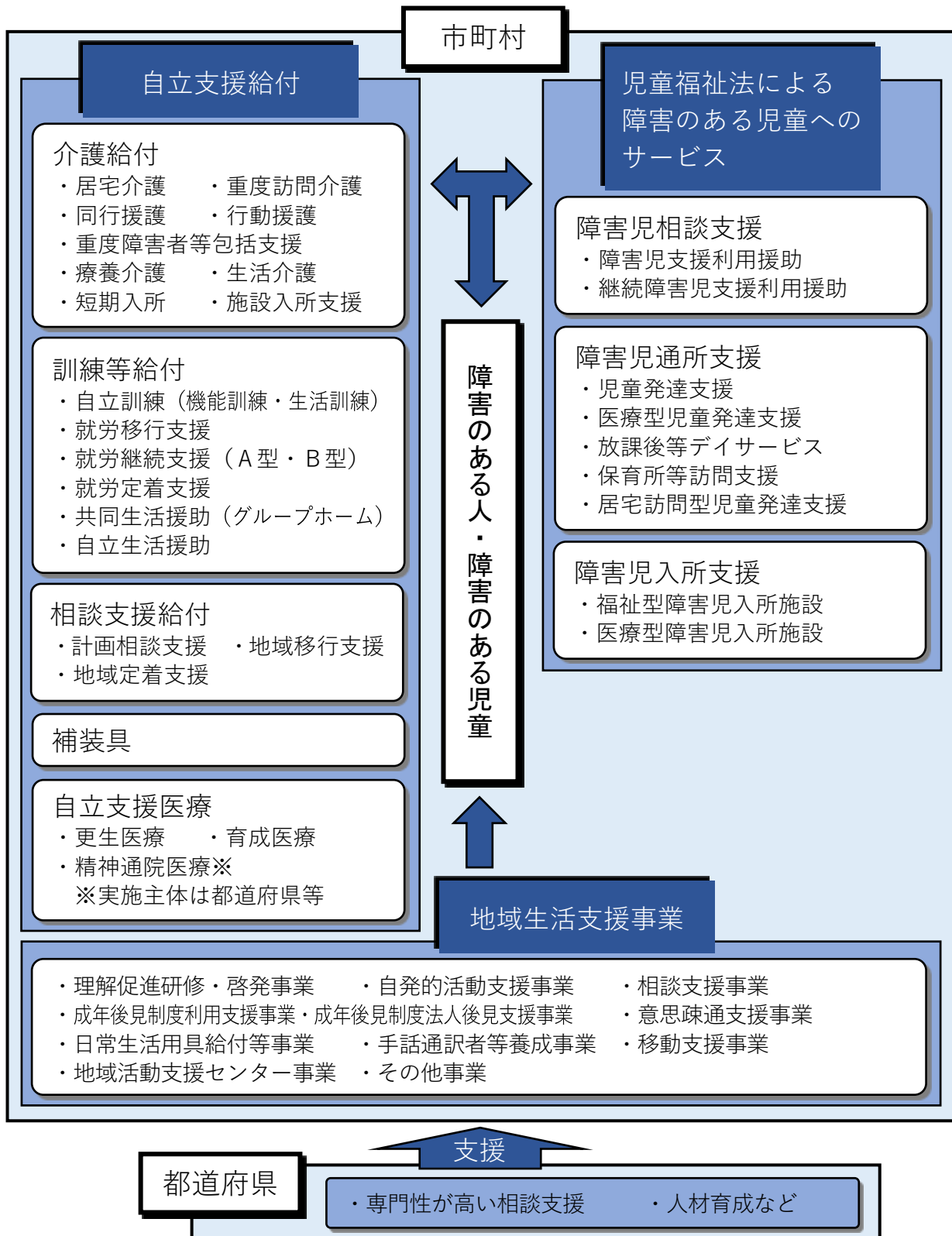
2 基本目標

本計画では、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18（2006）年厚生労働省告示第395号 最終改正：令和2（2020）年厚生労働省告示第213号）」（以下、「基本指針」という。）に基づき、数値目標を設定する8項目を基本目標として掲げ、計画の推進を図ります。

基本目標 1	福祉施設入所からの地域生活への移行
基本目標 2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
基本目標 3	地域生活支援拠点等が有する機能の充実
基本目標 4	福祉施設から一般就労への移行等
基本目標 5	障害児支援の提供体制の整備等
基本目標 6	発達障害者等に対する支援
基本目標 7	相談支援体制の充実・強化のための取組
基本目標 8	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

3 障害福祉サービス等の体系

障害のある人・障害のある児童を対象とした障害者総合支援法、児童福祉法によるサービス体系は、以下のようになっています。



第4章 令和5（2023）年度の目標設定

第4章 令和5（2023）年度の目標設定

1 基本目標

※本計画にて新たに目標設定することとなった項目には「新規」と表示しています。

（1）福祉施設入所から地域生活への移行

国の基本指針によれば、地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障害者（以下「施設入所者」という）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、令和5（2023）年度末までに地域生活（グループホーム、一般住宅等）に移行する者の数値目標を設定することとされています。

①入所施設の入所者の地域生活への移行

＜国の成果目標＞

- ・令和元（2019）年度末時点の施設入所者の6%以上が令和5（2023）年度末までに地域生活へ移行すること。

＜本市の考え方＞

県全体で地域生活が困難な人が入所待ちをしている状況から、市においても令和2（2020）年度末時点の施設入所者は微増するものと見られます。

そのため、地域生活移行者数については、より現実的な目標として令和元（2019）年度末時点の6%で見込みます。

区 分	数 値
【実績値】令和元(2019)年度末時点の福祉施設入所者数(A)	84 人
【目標値】地域生活移行者数(B)	5 人
移行率 (B/A)×100	6.0%

②入所施設の入所者数

＜国の成果目標＞

- ・令和5（2023）年度末時点での施設入所者数を令和元（2019）年度末時点の施設入所者から 1.6%以上削減すること。

＜本市の考え方＞

施設入所者の削減数については、県では数値目標を設定しないこととしており、本市でも同様とします。

（２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的な社会の実現に向けた取組の推進が必要となります。

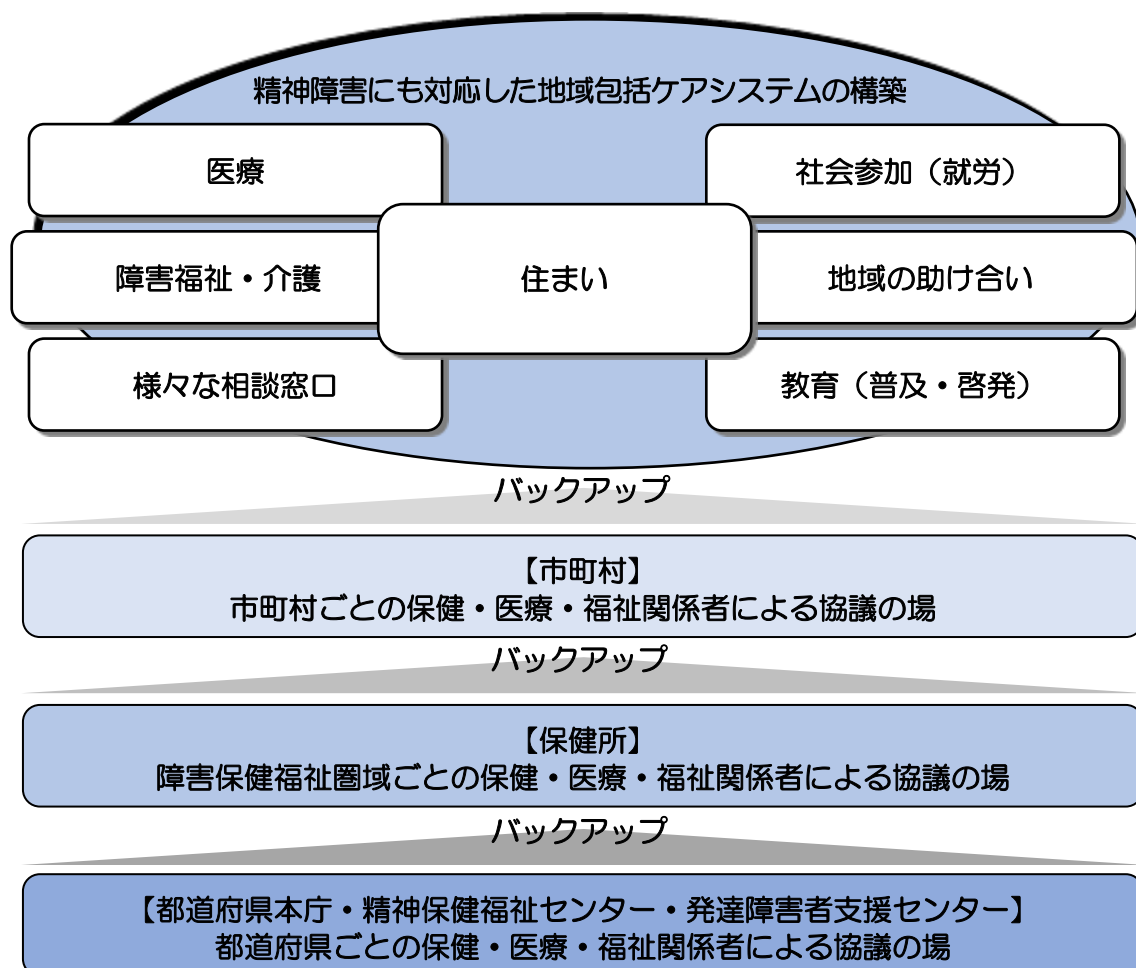
国の基本指針に基づき、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。

新規	区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	検討	2 回	2 回
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	検討	16 人	16 人
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	検討	目標設定有り 2 回	目標設定有り 2 回
	精神障害者の地域移行支援の利用者数	2 人	2 人	2 人
	精神障害者の地域定着支援の利用者数	7 人	7 人	7 人
	精神障害者の共同生活援助の利用者数	15 人	15 人	15 人
	精神障害者の自立生活援助の利用者数	1 人	1 人	1 人

精神科病院などに入院している人の地域生活移行者について、国の基本指針では、退院後1年以内の地域における平均生活日数及び1年以上長期入院患者数（65歳未満、65歳以上）、入院後の早期退院率（入院後3か月時点、入院後6か月時点、入院後1年時点）について目標値を設定することとしています。県では、本項目の目標設定について、市町村単独で設定しなくても差し支えないとしているため、本市では本項目の目標設定は行わないこととします。

＜精神障害にも対応した地域包括ケアシステム＞

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムとは、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加（就労）、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムのことをいいます。



出典：厚生労働省

（3）地域生活支援拠点等が有する機能の充実

サービス提供体制整備の一環として、地域生活への移行、相談、グループホーム等の体験機会の提供、緊急時の受入対応体制、人材の確保・養成、その他地域の体制づくり等の機能を集約した地域生活支援拠点等を、市町村または各都道府県が定める障害福祉圏域（以下「圏域」という。）において、少なくとも1つは整備を進めることが国の基本指針により求められています。

なお、地域生活支援拠点等の必要な機能とされている「相談」「緊急時の受け入れ」「専門性」「体験の機会・場」「地域の体制づくり」の5つの整備に関しては、地域の実情に応じ、複数の機関が分担して機能を担う体制（面的整備型）も可能とされています。

＜国の成果目標＞

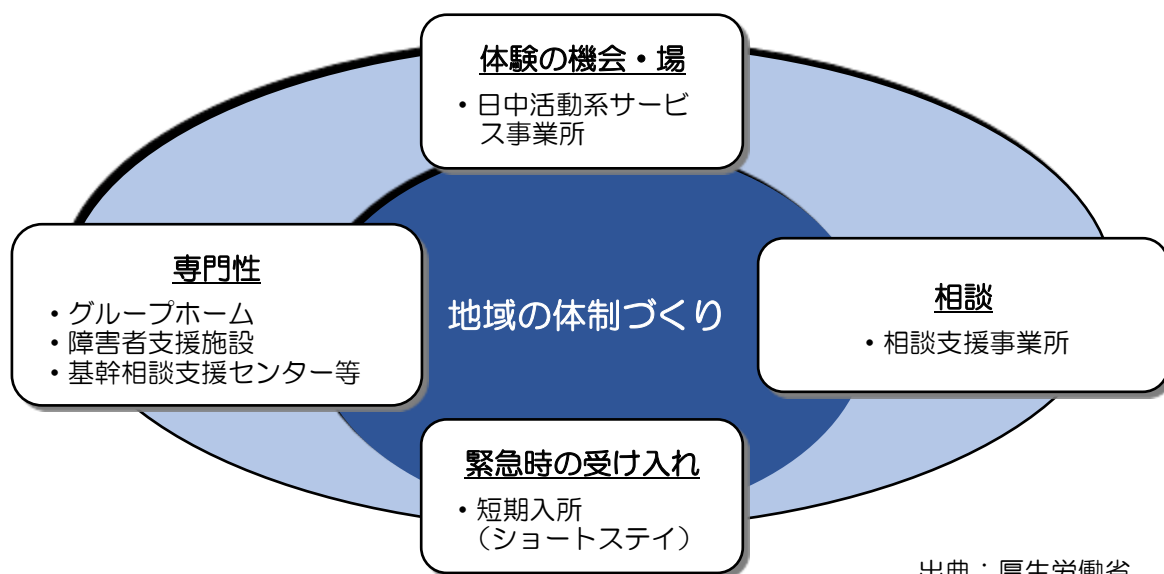
- ・令和5（2023）年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保し、機能の充実のため、年1回以上運用状況の検証及び検討をすること。

＜本市の考え方＞

地域生活支援拠点等の内容の充足の程度や整備の達成状況については、各地域の実態に応じて市町村が判断することとされています。

本市では、地域における複数の機関がそれぞれの機能を担う面的整備型を目指すこととしており、現在、それぞれの機能の個別の体制は整いつつありますが、全体としての地域生活支援拠点等の体制は、未整備となっています。今後、障害者自立支援協議会専門部会（地域生活支援拠点部会）において、年1回以上運用状況の検証及び検討を行います。

＜地域生活支援拠点等の整備－面的整備型－＞



（４）福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針によれば、福祉施設から一般就労への移行等について、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和5（2023）年度中に一般就労へ移行及びその定着する人の数値目標を設定することとされています。

①福祉施設から一般就労への移行

<国の成果目標> ・令和5（2023）年度中に一般就労へ移行した者を令和元（2019）年度実績の1.27倍以上にする。
<本市の考え方> 令和元（2019）年度中に福祉施設から一般就労へ移行した人は18人でした。令和5（2023）年度については23人を見込みます。

区 分	数 値
【実績値】令和元(2019)年度中に福祉施設から一般就労へ移行した者(A)	18 人
【目標値】令和5(2023)年度中に福祉施設から一般就労へ移行した者(B)	23 人
移行率 (B/A) × 100	1.28%

②就労定着支援事業の利用者数 新規

<国の成果目標> ・令和5（2023）年度において就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用すること。
<本市の考え方> 令和5（2023）年度中に就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する人のうち、7割以上が就労定着支援事業を利用することを目標値として設定します。

区 分	数 値
【見込値】 令和5(2023)年度中に就労移行支援事業を通じて一般就労へ移行する者(A)	25 人
【目標値】 令和5(2023)年度中に一般就労に移行した者の就労定着支援事業利用者数(B)	18 人
利用率 (B/A) × 100	72.0%

③就労移行支援事業の利用者の一般就労への移行

新規

＜国の成果目標＞

- ・令和5（2023）年度中に就労移行支援事業を利用して一般就労に移行する者が、令和元年度実績の1.3倍になること。

＜本市の考え方＞

令和元（2019）年度中に就労移行支援事業を通じて一般就労へ移行した人は16人でした。令和5（2023）年度については21人を見込みます。

区 分	数 値
【実績値】 令和元(2019)年度に就労移行支援事業を通じて一般就労へ移行した者(A)	16人
【目標値】 令和5(2023)年度中に就労移行支援事業を通じて一般就労へ移行する者(B)	21人
移行率 $(B/A) \times 100$	131.3%

④就労継続支援A型の利用者の一般就労への移行

新規

＜国の成果目標＞

- ・令和5（2023）年度中に就労継続支援A型事業を利用して一般就労に移行する者が、令和元年度実績の概ね1.26倍になること。

＜本市の考え方＞

令和元（2019）年度中に就労継続支援Aを通じて一般就労へ移行した人は2人でした。令和5（2023）年度については3人を見込みます。

区 分	数 値
【実績値】 令和元(2019)年度に就労継続支援Aを通じて一般就労へ移行した者(A)	2人
【目標値】 令和5(2023)年度中に就労継続支援A型を通じて一般就労へ移行する者(B)	3人
移行率 $(B/A) \times 100$	150.0%

⑤就労継続支援B型の利用者の一般就労への移行

新規

＜国の成果目標＞

- ・令和5（2023）年度中に就労継続支援B型事業を利用して一般就労に移行する者が、令和元年度実績の概ね 1.23 倍になること。

＜本市の考え方＞

令和元（2019）年度中に就労継続支援Bを通じて一般就労へ移行した人は0人でした。令和5（2023）年度については1人を見込みます。

区 分	数 値
【実績値】 令和元(2019)年度に就労継続支援Bを通じて一般就労へ移行した者(A)	0 人
【目標値】 令和5(2023)年度中に就労継続支援B型を通じて一般就労へ移行する者(B)	1 人
移行率 $(B/A) \times 100$	—

⑥就労定着支援事業所の就労定着率

新規

＜国の成果目標＞

- ・令和5（2023）年度において就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすること。

＜本市の考え方＞

就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上を達成する事業所の割合についての目標値は、令和2年度現在の既存の事業所2か所に対し、2か所とも就労定着率8割以上達成を目標とし、100%と設定します。

区 分	数 値
【見込値】 令和5(2023)年度の就労定着支援事業所数(A)	2 か所
【目標値】 令和5(2023)年度において就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所数(B)	2 か所
割合 $(B/A) \times 100$	100.0%

（５）障害児支援の提供体制の整備等

障害児のライフステージに沿って地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制整備が重要となります。

①児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

＜国の成果目標＞

- ・令和5（2023）年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置すること。
- ・令和5（2023）年度末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること。

＜本市の考え方＞

現在の体制を維持しつつ、より適切なサービスを受けることができるよう、情報提供や制度の周知に努めます。

区 分	数 値 等
令和5(2023)年度末までの児童発達支援センターの設置	1 か所 (達成済※1)
令和5(2023)年度末までの保育所等訪問支援の利用体制の構築	体制有 (達成済※2)

※1:児童発達支援センターみつばすみれ学園を設置済み。

※2:令和2年度現在、サービス提供をする事業所が市内に5か所あります

②重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

＜国の成果目標＞

- ・令和5（2023）年度末までに、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市町村に少なくとも1箇所以上確保すること。

＜本市の考え方＞

令和5（2023）年度末までに重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を1か所確保することを目標とします。

区 分	数 値
令和5(2023)年度末までの児童発達支援事業所の設置数	1 か所 (達成済※)
令和5(2023)年度末までの放課後等デイサービス事業所の設置数	1 か所

※児童発達支援センターみつばすみれ学園を設置済み。

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

＜国の成果目標＞

- ・令和5（2023）年度末までに、医療的ケア児が適切な支援が受けられるよう、各都道府県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること。

＜本市の考え方＞

令和5（2023）年度末までに保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を1か所設置、医療的ケア児等に関するコーディネーターを3か所配置することを目標とします。

区 分	数 値
令和5(2023)年度末までの協議の場の設置	1 か所
令和5(2023)年度末までのコーディネーターの配置	3か所

（6）発達障害者等に対する支援

新規

発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害等及びその家族等に対する支援体制を確保することが重要となります。

国の基本指針に基づき、発達障害者等に対する支援を推進します。

＜国の成果目標＞

- ・ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数を見込むこと。
- ・ペアレントメンターの人数を見込むこと。
- ・ピアサポートの活動への参加人数を見込むこと。

＜本市の考え方＞

国の基本指針では、上記のとおり、人数に係る数値目標を設定することとしています。が、本事業については、新たに実施方法等を検討する必要があるため、数値目標の設定は行わず、「ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数」、「ペアレントメンターの人数」、「ピアサポートの活動への参加人数」の見込みについては、令和5（2023）年度までに検討することとします。

（7）相談支援体制の充実・強化のための取組**新規**

相談支援体制の充実・強化の取組の中核となる基幹相談支援センターの設置が進む中、計画相談支援の対象者を、原則障害福祉サービスを対象とするすべての利用者へ拡大したことに伴い、事業所数及び従事者数は増加しているものの、事業所あたりの相談支援専門員の数が少ないなど、運営体制が脆弱な事業所もあることから、これらの事業所を援助し相談支援体制のさらなる充実に向けた取組が求められています。

＜国の成果目標＞

- ・令和5（2023）年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保すること。

＜本市の考え方＞

それぞれの障害に応じて柔軟に対応する相談支援体制の充実・強化等に向けて、令和5（2023）年度までに、総合的・専門的な相談支援、相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言、相談機関との連携強化の取組を行う基幹相談支援センターの設置を検討し、実施体制の強化を図ります。

国の基本指針において設定することとしている「総合的・専門的な相談支援の実施」、「相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数」、「相談機関との連携強化の取組の実施回数」については、基幹相談支援センターの設置による実施を想定していますが、基幹相談支援センターの設置が未定であるため、数値目標の設定は行わず、検討することとします。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業者の人材育成の支援件数※	6 件	6 件	6 件

※市が行う相談支援事業所等連絡会の開催回数

（８）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

新規

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要となります。

＜国の成果目標＞

- ・令和5（2023）年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築すること。

＜本市の考え方＞

障害福祉サービス等の質を向上させるため、令和5（2023）年度までに取組に係る体制の構築を図ります。

国の基本指針において設定することとしている「障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制」については、新たに実施方法等を検討する必要があるため、目標等の設定は行わず、令和5（2023）年度までの体制の整備等を検討することとします。

区 分	数 値
令和5(2023)年度末までの都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	4人

2 数値目標を達成するための取組

数値目標を達成するため、障害福祉サービスや地域生活支援事業などの充実を図ります。

また、第5次朝霞市障害者プランに基づく、障害のある人の地域生活を支援するためのさまざまな施策を活用します。

本市では、障害者就労支援センターで一般就労を希望している障害のある人の相談や職場開拓などを行うとともに、企業で働く障害のある人の定着支援を行っています。また、朝霞公共職業安定所（ハローワーク）が主催する「朝霞市地域障害者雇用連絡会議」等により、企業による障害のある人の雇用を、国・県・市、特別支援学校、各市の就労支援センターなどと連携し、支援をしていきます。

さらに、地域生活への移行を進める施策をより効果的に推進するため、関係機関との連携を図るとともに、地域移行支援及び地域定着支援による支援、グループホームなどの住まいの場の提供、訪問系サービスや日中活動系サービスの提供などによる各種支援を行います。

第5章 サービス等の見込量とその確保の方策

※実績・計画のうち、令和2（2020）年度の実績は、令和3（2021）年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。また、見込量については、原則として新型コロナウイルス感染症の影響は勘案しておりません。

第5章 サービス等の見込量とその確保の方策

1 訪問系サービス

(1) 居宅介護

■ サービスの内容

居宅介護は、ホームヘルパーが障害のある人等の居宅を訪問して、入浴、排せつ及び食事などの介護、調理、洗濯及び掃除などの家事並びに生活などに関する相談及び助言その他の生活全般にわたるサービスを行うものです。

■ 対象者

障害支援区分が区分1以上（障害のある児童にあってはこれに相当する支援の度合）の人を対象とします。

ただし、通院介助（身体介護を伴う場合）においては下記のいずれにも該当する人。

- ① 区分2以上に該当していること
- ② 障害支援区分の認定調査項目のうち、それぞれ（ア）から（オ）までに掲げる状態のいずれか一つ以上に該当していること
 - （ア）「歩行」「全面的な支援が必要」
 - （イ）「移乗」「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
 - （ウ）「移動」「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
 - （エ）「排尿」「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
 - （オ）「排便」「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

■ 課題・方向性及び方策等

アンケート結果において、「3年以内には利用したい」が155人と、利用意向が高いサービスであり、障害のある人の増加、高齢化に伴う介護保険制度の限度額を超えた利用者による利用の増加等により需要が高まっています。今後も、安定したサービス提供体制の確保が必要であり、サービスを提供できる事業所の確保に努めるとともに、より質の高いサービスを提供するよう事業所に要請していきます。

■ アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

継続して利用したい：109 人
すぐ利用したい：25 人
3年以内には利用したい：155 人

■ 実績・計画

区 分	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
月間実利用者数	125	134	135	141	148	155
月間延利用時間	2,405	2,701	2,659	2,787	2,921	3,061

※令和2(2020)年度の数値は、令和3(2021)年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。
 ※令和3(2021)年度以降の月間延利用時間数は、月間実利用者数に過去の平均利用時間をかけて算出しています。

(2) 重度訪問介護

■ サービスの内容

重度訪問介護は、重度の肢体不自由のある人で、常時介護を要する障害のある人又は重度の知的・精神障害により行動上著しい困難がある人が、居宅において入浴、排せつ及び食事などの介護、調理、洗濯及び掃除などの家事並びに生活などに関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に受けられるサービスです。

■ 対象者

- 障害支援区分が区分4以上であって、次の1又は2のいずれかに該当する人
- 1 次の①及び②のいずれにも該当していること
 - ① 二肢以上に麻痺等があること
 - ② 障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されていること
 - 2 障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上の人

■ 課題・方向性及び方策等

利用対象者は比較的重度の障害のある人であり、対象者は少ないものの、サービス提供事業所の人材確保及びサービスの周知が必要となり、サービスを提供できる事業所の確保に努めるとともに、より質の高いサービスを提供するよう事業所に要請していきます。

■ アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

継続して利用したい：20人
 すぐ利用したい：8人
 3年以内には利用したい：82人

■ 実績・計画

区 分	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
月間実利用者数	1	1	2	2	2	2
月間延利用時間	113	175	288	288	288	288

※令和2(2020)年度の数値は、令和3(2021)年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。
 ※令和3(2021)年度以降の月間延利用時間数は、月間実利用者数に過去の平均利用時間をかけて算出しています。

（３）同行援護

■ サービスの内容

視覚障害により、移動に著しい困難がある人に対し、外出の同行及び外出時に必要となる排せつ、食事等の援護、その他必要な支援（代筆・代読を含む。）を行います。

■ 対象者

- 1 身体介護を伴わない場合：同行援護アセスメント調査票の項目中、「視力障害」「視野障害」「夜盲」のいずれかが「１点以上」であり、かつ、「移動障害」の点数が「１点以上」の人を対象とします。
- 2 身体介護を伴う場合：以下のいずれにも該当する人を対象とします。
 - ① 同行援護アセスメント調査票の項目中、「視力障害」「視野障害」「夜盲」のいずれかが「１点以上」であり、かつ、「移動障害」の点数が「１点以上」の人
 - ② 障害支援区分が２以上の人
 - ③ 障害支援区分の認定調査項目のうち次のいずれか１つ以上に認定されていること「歩行」については「全面的な支援が必要」と認定されている人、「移乗」「移動」「排尿」「排便」については「支援が不要」以外と認定されている人

■ 課題・方向性及び方策等

介護保険のサービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のサービスであるため、今後、介護保険と併給で利用する 65 歳以上の視覚障害のある人の利用が増加することが予測されます。そのため、サービスに関する周知を行うとともに、障害の状態に適切に対応できるサービス提供事業所の確保に努めます。

■ アンケート調査結果（今後３年以内の利用意向）

継続して利用したい：21 人
すぐ利用したい：26 人
３年以内には利用したい：83 人

■実績・計画

区 分	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
月間実利用者数	15	15	15	15	15	15
月間延利用時間	429	377	403	403	403	403

※令和2(2020)年度の数值は、令和3(2021)年1月確認時点の年度末の見込みの数值です。

※令和3(2021)年度以降の月間延利用時間数は、月間実利用者数に過去の平均利用時間をかけて算出しています。

(4) 行動援護

■ サービスの内容

行動援護は、知的障害又は精神障害により、行動上著しい困難を有する障害のある人や児童で常時介護を要する人が、行動するときの危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事などの介護、その他行動する際に必要な援助が受けられるサービスです。

■ 対象者

知的障害又は精神障害により、行動上著しい困難を有する障害のある人や障害のある児童で、常時介護を要する人のうち、以下のいずれにも該当する人を対象とします。

- ① 障害支援区分3以上の人
- ② 障害支援区分の認定調査項目及び医師意見書の行動関連項目（12項目）の合計点数が10点以上（障害のある児童はこれに相当する支援の度合）の人

■ 課題・方向性及び方策等

行動援護については、事業所が少ないことや、よりサービス内容が柔軟な移動支援事業を代替的に利用する利用者が多いと考えられることが、利用が増えない理由と考えられます。

サービスの対象者に制度の周知を行いながら、移動支援事業等の他のサービスとの調整を図り、必要な支給決定を行うとともに、サービス提供事業所の確保の検討を進めていきます。

■ アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

継続して利用したい：24人
 すぐ利用したい：23人
 3年以内には利用したい：103人

■ 実績・計画

区 分	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
月間実利用者数	2	2	3	3	3	3
月間延利用時間	40	22	47	47	47	47

※令和2(2020)年度の数値は、令和3(2021)年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。
 ※令和3(2021)年度以降の月間延利用時間数は、月間実利用者数に過去の平均利用時間をかけて算出しています。

(5) 重度障害者等包括支援

■ サービスの内容

常時介護の必要性が著しく高い人が、居宅介護など複数のサービスを包括的に受けられるサービスです。

■ 対象者

障害支援区分が区分6（障害のある児童にあっては区分6に相当する心身の状態）に該当する人のうち、意思疎通に著しい困難を有する人であって、以下のいずれかに該当する人

- ① 重度訪問介護の対象であって、四肢全てに麻痺があり、寝たきり状態にある障害のある人のうち、次のいずれかに該当する人
 - ・ 気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害のある人
 - ・ 最重度の知的障害のある人
- ② 障害支援区分の認定調査項目のうち 12 項目の調査等の合計点数が 15 点以上である人

■ 課題・方向性及び方策等

重度障害者等包括支援については、サービスを提供する事業所の確保が課題です。また、このサービスの利用が進まない要因を分析することや、このサービスの必要性などを検討していきます。

■ アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

継続して利用したい：20 人
 すぐ利用したい：10 人
 3年以内には利用したい：91 人

■ 実績・計画

区 分	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
月間実利用者数	0	0	0	検討	検討	検討
月間延利用時間	0	0	0	検討	検討	検討

※令和2(2020)年度の数値は、令和3(2021)年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

【訪問系サービス】

基本指針では、（１）居宅介護、（２）重度訪問介護、（３）同行援護、（４）行動援護、（５）重度障害者等包括支援を合わせて「訪問系サービス」としているため、これらをまとめて見込量を算出し、以下に示します。

■サービスの見込量

訪問系サービスは、障害のある人の増加に伴い、居宅における障害のある人を介助する家族などの負担軽減のための利用が増えていると考えられ、居宅介護を中心に、今後も利用が増加することが見込まれます。

利用実績及びアンケート結果などより、（１）居宅介護、（２）重度訪問介護、（３）同行援護、（４）行動援護、（５）重度障害者等包括支援を合わせて、令和3（2021）年度 161 人、令和4（2022）年度 168 人、令和5（2023）年度 175 人の月間実利用者数を見込みます。

■実績・計画

区 分	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
月間実利用者数	143	152	155	161	168	175
月間延利用時間	2,987	3,275	3,397	3,525	3,659	3,799

※令和2(2020)年度の数値は、令和3(2021)年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

■サービスの内容

生活介護は、常に介護を必要とする人に、主に昼間に障害者支援施設等で入浴、排せつ及び食事などの介護を提供するとともに、創作的活動又は生産活動の機会などを提供するサービスです。

■対象者

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護などの支援が必要な障害のある人で次に掲げる人を対象とします。

- ① 障害支援区分3（障害者支援施設に入所する場合は区分4）以上の人
- ② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分2（障害者支援施設に入所する場合は区分3）以上の人

■課題・方向性及び方策等

今後の特別支援学校の卒業生の利用を見込み、地域生活を支えるために、利用者が希望するサービスが安定して提供されるよう、サービス提供事業所の拡充に努めます。

■サービスの見込量

利用実績、アンケート結果、特別支援学校の卒業生の利用見込みなどより、令和3（2021）年度 186 人、令和4（2022）年度 202 人、令和5（2023）年度 219 人の月間実利用者数を見込みます。

■アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

継続して利用したい：84 人
 すぐ利用したい：18 人
 3年以内には利用したい：118 人

■実績・計画

区 分	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
月間実利用者数	168	159	182	186	202	219
月間延利用日数	3,487	3,428	4,004	4,092	4,444	4,818

※令和2（2020）年度の数値は、令和3（2021）年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

※令和3（2021）年度以降の月間延利用日数は、月間実利用者数に平均利用日数（標準 22 日）をかけて算出しています。

（２）自立訓練（機能訓練）

■ サービスの内容

自立訓練（機能訓練）は、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために理学療法士や作業療法士からリハビリテーション、日常生活上の支援などが受けられるサービスです。

■ 対象者

地域生活を営む上で必要な身体機能や生活能力の維持・向上などのため、一定の支援が必要な身体障害のある人や高次脳機能障害のある人を対象とします。

具体的には次のような例があげられます。

- ① 入所施設・病院を退所・退院した人であって、地域生活への移行などを図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人
- ② 特別支援学校を卒業した人であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人

■ 課題・方向性及び方策等

身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション・家事などの訓練を実施することと合わせ、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて、地域生活への移行を目指すものです。

サービス利用希望に適切に対応できるよう、サービス提供事業所の確保が課題であり、今後も、サービス提供事業所の安定した確保に努めます。

■ サービスの見込量

利用実績はほとんどないものの、今後は継続的な利用があるものと予測し、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度まで月間実利用者数を1人と見込みます。

■ アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

継続して利用したい：98人
すぐ利用したい：24人
3年以内には利用したい：93人

■実績・計画

区 分	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
月間実利用者数	0	1	0	1	1	1
月間延利用日数	0	0.5	0	22	22	22

※令和2(2020)年度の数値は、令和3(2021)年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

※令和3(2021)年度以降の月間延利用日数は、月間実利用者数に平均利用日数(標準 22 日)をかけて算出しています。

（３）自立訓練（生活訓練）

■ サービスの内容

自立訓練（生活訓練）は、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、食事や家事などの日常生活能力の向上のための訓練、日常生活上の支援などが受けられるサービスです。

■ 対象者

地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上などのため、以下に該当する一定の支援が必要な知的障害のある人・精神障害のある人を対象とします。

具体的には次のような例があげられます。

- ① 入所施設・病院を退所・退院した人であって、地域生活への移行を図る上で生活能力の維持・向上などの支援が必要な人
- ② 特別支援学校を卒業した人、継続した通院により症状が安定している人などであって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人

■ 課題・方向性及び方策等

食事や家事などの日常生活能力向上のための支援を実施することと合わせ、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて地域生活への移行を目指すものです。

サービスの利用希望が生じたときに適切に提供できるようサービス提供事業所の確保が課題であり、今後もサービス提供事業所の安定した確保に努めます。

■ サービスの見込量

利用実績及びアンケート結果から、今後利用者が増加すると予測し、令和3（2021）年度 38 人、令和4（2022）年度 41 人、令和5（2023）年度 44 人の月間実利用者数を見込みます。

■ アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

継続して利用したい：50 人
すぐ利用したい：21 人
3年以内には利用したい：82 人

■実績・計画

区 分	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
月間実利用者数	19	32	33	38	41	44
月間延利用日数	263	445	726	836	902	968

※令和2(2020)年度の数値は、令和3(2021)年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

※令和3(2021)年度以降の月間延利用日数は、月間実利用者数に平均利用日数(標準 22 日)をかけて算出しています。

（４）就労移行支援

■ サービスの内容

就労移行支援は、一般企業への就労を希望する人が、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を受けることができるサービスです。

就労移行支援は、一般就労を希望している人の中で、適性にあった職場への就労などが見込まれる人に対して、知識・能力の向上、実習、職場探しなど、サービス提供事業所内における作業訓練や職場実習、就職後の職場定着支援などを実施する事業です。

■ 対象者

一般就労などを希望し、知識・能力の向上、実習、職場探しなどを通じ、適性にあった職場への就労などが見込まれる 65 歳未満の障害のある人を対象とします。

具体的には次のような例があげられます。

- ① 就労を希望する人であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得もしくは就労先の紹介その他の支援が必要な 65 歳未満の人
- ② あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する 65 歳未満の人

■ 課題・方向性及び方策等

朝霞市内にサービス利用者が増加しており、市内だけでなく近隣市や、県内、都内のサービス提供事業所に利用者が通所しています。

今後も特別支援学校の卒業生などの利用を見込んでおり、サービス提供事業所の確保が課題であり、今後もサービス提供事業所の安定確保に努めます。

■ サービスの見込量

アンケート結果において、働く場の確保について多数の意見があることから、今後は利用者が増加すると推定し、令和3(2021)年度 40 人、令和4(2022)年度 42 人、令和5(2023)年度 44 人の月間実利用者数を見込みます。

■ アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

継続して利用したい：24 人

すぐ利用したい：21 人

3年以内には利用したい：82 人

■実績・計画

区 分	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
月間実利用者数	46	36	38	40	42	44
月間延利用日数	787	659	836	880	924	968

※令和2(2020)年度の数値は、令和3(2021)年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

※令和3(2021)年度以降の月間延利用日数は、月間実利用者数に平均利用日数(標準 22 日)をかけて算出しています。

（５）就労継続支援（Ａ型）

■ サービスの内容

就労継続支援（Ａ型）は、一般企業などでの就労が困難な人に、通所により雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識及び能力が高まった人について、一般就労への移行に向けた支援を行うサービスです。

■ 対象者

企業などに就労することが困難な人で、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な 65 歳未満の障害のある人（利用開始時 65 歳未満の人）を対象とします。

具体的には次のような例があげられます。

- ① 就労移行支援を利用したが、企業などの雇用には結びつかなかった人
- ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業などの雇用には結びつかなかった人
- ③ 企業などを離職した人など就労経験のある人で、現に雇用関係がない人

■ 課題・方向性及び方策等

潜在的なニーズはあると推察されますが、Ｂ型と比較してサービス提供事業所が少ないため、サービス提供体制の確保が課題となっています。

今後、サービス利用者の増加に対応するため、障害者就労支援センターなどを通じて、サービス提供事業所、関係機関との連携・調整を図ります。

■ サービスの見込量

アンケート結果において、働く場の確保について多数の意見があることから、今後は利用者が増加すると推定し、令和３（２０２１）年度 13 人、令和４（２０２２）年度 15 人、令和５（２０２３）年度 18 人の月間実利用者数を見込みます。

■ アンケート調査結果（今後３年以内の利用意向）

継続して利用したい： 9 人
すぐ利用したい： 16 人
３年以内には利用したい： 57 人

■実績・計画

区 分	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
月間実利用者数	17	9	12	13	15	18
月間延利用日数	326	166	264	286	330	396

※令和2(2020)年度の数値は、令和3(2021)年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

※令和3(2021)年度以降の月間延利用日数は、月間実利用者数に平均利用日数(標準 22 日)をかけて算出しています。

（6）就労継続支援（B型）

■ サービスの内容

就労継続支援（B型）は、一般企業などでの就労が困難な障害のある人に、通所により就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力が高まった人に対しては一般就労などへの移行に向けて支援を行うサービスです。

■ 対象者

就労の機会などを通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上や維持が期待される障害のある人を対象とします。

具体的には次のような例があげられます。

- ① 就労経験がある人で、年齢や体力面で一般企業に雇用されることが困難となった人
- ② 就労移行支援事業を利用した結果、就労継続支援事業（B型）の利用が適当と判断された人
- ③ 上記①、②に該当しない人で、50歳に達している人又は障害基礎年金1級の受給者

■ 課題・方向性及び方策等

特別支援学校の卒業生等のサービスの利用が見込まれる人、障害者就労支援センターなどにより、サービス提供事業所、関係機関との連携・調整を図ります。

■ サービスの見込量

利用実績及びアンケート結果から、今後、利用者が増加すると予測し、令和3（2021）年度 156人、令和4（2022）年度 158人、令和5（2023）年度 160人の月間実利用者数を見込みます。

■ アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

継続して利用したい：69人
すぐ利用したい：16人
3年以内には利用したい：56人

■実績・計画

区 分	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
月間実利用者数	142	150	154	156	158	160
月間延利用日数	2,549	2,548	3,388	3,432	3,476	3,520

※令和2(2020)年度の数値は、令和3(2021)年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

※令和3(2021)年度以降の月間延利用日数は、月間実利用者数に平均利用日数(標準 22 日)をかけて算出しています。

(7) 就労定着支援

■ サービスの内容

就労定着支援は、就労移行支援等を利用し一般企業等に就労した人に、就労定着支援事業所の職員が職場・家族・関係機関への連絡調整を行ったり、職場や自宅に訪問し、生活リズムや体調等の指導や助言等を行ったりすることで、環境の変化に適應できるよう支援を行うサービスです。

■ 対象者

就労移行支援等の利用を経て一般就労した障害のある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人を対象とします。

■ 課題・方向性及び方策等

就労移行支援等を利用し、一般企業などで就労をする人は増加している一方、職場の定着率が課題であることから、就労移行支援事業所に本サービスの提供を促し、利用の促進に努めます。

■ サービスの見込量

これまでの利用実績及びアンケート結果から、今後利用者が増加すると推定し、令和3(2021)年度 15 人、令和4(2022)年度 16 人、令和5(2023)年度 17 人の月間実利用者数を見込みます。

■ アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

継続して利用したい：29 人
すぐ利用したい：30 人
3年以内には利用したい：79 人

■ 実績・計画

区 分	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
月間実利用者数	6	12	14	15	16	17

※令和2(2020)年度の数値は、令和3(2021)年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

(8) 療養介護

■ サービスの内容

療養介護は、医療と常時介護を必要とする人に、病院で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話などを支援するサービスです。

■ 対象者

病院などへの長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害のある人で、次に掲げる人を対象とします。

- ① 筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者など気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人で、障害支援区分6の人
- ② 筋ジストロフィー患者又は重症心身障害のある人で、障害支援区分5以上の人
- ③ 平成24（2012）年3月31日時点において重症心身障害児施設に入所していた人又は改正前の児童福祉法に基づく指定医療機関に入院していた人であって、平成24（2012）年4月1日以降も指定療養介護事業所を利用する①及び②以外の人

■ 課題・方向性及び方策等

該当となる対象施設は重症心身障害児施設、指定医療機関等であり、医療及び介護が必要となった場合に、このサービスを利用することとなります。
市内及び近隣地域に事業所がないことが課題となっています。

■ サービスの見込量

利用実績がほぼ同数で推移しているものの、アンケート結果から、今後は利用者が微増すると推定し、令和3（2021）年度16人、令和4（2022）年度17人、令和5（2023）年度18人の月間実利用者数を見込みます。

■ アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

継続して利用したい：21人
すぐ利用したい：15人
3年以内には利用したい：91人

■ 実績・計画

区 分	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
月間実利用者数	14	14	14	16	17	18

※令和2（2020）年度の数値は、令和3（2021）年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

（９）短期入所

■ サービスの内容

居宅において、介護する人が病気その他の理由により、介護を行えない場合などの際に短期間、夜間も含めて障害者支援施設等で入浴、排せつ及び食事の介護などが受けられるサービスです。

■ 対象者（福祉型）・・・障害者支援施設等において実施

障害支援区分1以上（障害のある児童は、これに相当する支援の度合）の人を対象とします。

■ 対象者（医療型）・・・病院・介護老人保健施設等において実施

以下に該当する人を対象とします。

- ① 遷延性意識障害のある人
- ② 筋萎縮性側索硬化症（ALS）等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する人及び重症心身障害のある人等

■ 課題・方向性及び方策等

アンケート結果においては、利用希望者数が多くなっており、利用希望者本人及び家族の意向を考慮し、適切なサービスにつなげられるような相談体制を目指します。

市内には、福祉型の施設が4か所、医療型が1か所ありますが、短期入所施設について、関係機関などと検討しながら、本計画に則して、事業者等による開設を促進し、既存の事業者においては、緊急時の利用も含め、より柔軟な事業の実施を促していきます。

■ サービスの見込量

利用実績やアンケート結果から、福祉型を令和3（2021）年度 37 人、令和4（2022）年度 42 人、令和5（2023）年度 48 人、医療型を令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までを各1人の月間実利用者数を見込みます。

■ アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

継続して利用したい：69 人
すぐ利用したい：28 人
3年以内には利用したい：147 人

■実績・計画（福祉型）

区 分	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
月間実利用者数	28	28	17	37	42	48
月間延利用日数	295	271	170	370	420	480

※令和2(2020)年度の数値は、令和3(2021)年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

※令和3(2021)年度以降の月間延利用時間数は、月間実利用者数に過去の平均利用時間をかけて算出しています。

■実績・計画（医療型）

区 分	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
月間実利用者数	0	1	1	1	1	1
月間延利用日数	0	5	5	5	5	5

※令和2(2020)年度の数値は、令和3(2021)年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

※令和3(2021)年度以降の月間延利用時間数は、月間実利用者数に過去の平均利用時間をかけて算出しています。

(10) 自立生活援助

■ サービスの内容

自立生活援助は、障害のある人本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定期間にわたり定期的な巡回訪問や食事や掃除、地域住民との関係性の確認等、また定期的な訪問以外に、電話やメール等で随時相談が行えるサービスです。

■ 対象者

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害のある人で、一人暮らしを希望する人を対象とします。

■ 課題・方向性及び方策等

一人暮らしの希望がある施設入所者等について、その自立を支援することにより、本人の希望に沿った地域での生活が可能となるとともに、真に入所が必要な人が入所の適用となることから、事業者の本サービスの提供を促し、利用の促進に努めます。

■ サービスの見込量

これまでに利用実績はないものの、アンケート結果における利用意向はあることから、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの月間実利用者数を1人と見込みます。

■ アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

継続して利用したい：51人
すぐ利用したい：27人
3年以内には利用したい：123人

■ 実績・計画

区 分	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
月間実利用者数	0	0	0	1	1	1

※令和2(2020)年度の数値は、令和3(2021)年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

3 居住系サービス

(1) 共同生活援助（グループホーム）

■ サービスの内容

夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ及び食事などの介護や日常生活上の援助が受けられるサービスです。

■ 対象者

身体障害のある人（65歳未満の人又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービスもしくはこれに準ずるものを利用したことがある人に限る。）、知的障害のある人及び精神障害のある人を対象とします。

■ 課題・方向性及び方策等

障害のある人の自立、地域移行を支えるために欠かすことのできない基盤となる施設です。

精神障害のある人などの退院促進を進めていくためにも、サービス提供事業所の増加が期待されます。地域生活への移行がスムーズに進められるよう、サービス提供事業所との連携に努めます。

また、低所得のグループホームの入居者に係る支援として、家賃の一部を補助する特定障害者特別給付費の支給を行います。

■ サービスの見込量

利用実績及びアンケート結果から、今後も利用者が増加すると予測し、令和3（2021）年度 67 人、令和4（2022）年度 74 人、令和5（2023）年度 81 人の月間実利用者数を見込みます。

■ アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

継続して利用したい：41 人
すぐ利用したい：17 人
3年以内には利用したい：81 人

■ 実績・計画

区 分	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
月間実利用者数	40	49	61	67	74	81

※令和2(2020)年度の数値は、令和3(2021)年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

(2) 施設入所支援

■ サービスの内容

施設に入所する障害のある人につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事などの介護を行うサービスです。

■ 対象者

以下に該当する人を対象とします。

- ① 生活介護利用者であって、障害支援区分4（50歳以上の人の場合は、区分3）以上である人
- ② 自立訓練又は就労移行支援の利用者で、地域の社会資源の状況などにより、通所によって訓練などを受けることが困難である人

■ 課題・方向性及び方策等

地域生活が困難である入所待機者が多い埼玉県の実情を勘案し、実績をもとに、今後の利用見込み者数を設定します。施設入所が必要な障害のある人のニーズを把握し、適切な施設との連携及び入所調整を進めるとともに、地域での生活が可能な人については、施設から地域への移行を支援します。

■ サービスの見込量

利用実績は横ばいで推移していますが、アンケート結果における利用意向を踏まえ、今後は利用者が増加すると予測し、令和3（2021）年度94人、令和4（2022）年度102人、令和5（2023）年度110人の月間実利用者数を見込みます。

■ アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

継続して利用したい：76人
 すぐ利用したい：16人
 3年以内には利用したい：110人

■ 実績・計画

区 分	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
月間実利用者数	82	81	85	94	102	110

※令和2(2020)年度の数値は、令和3(2021)年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

4 相談支援

(1) 計画相談支援、地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)

■サービスの内容

計画相談支援は、指定特定相談支援事業者が、障害福祉サービスを利用する人について、心身の状態や置かれている環境、サービス利用に関する意向等を聞きながら、サービス等利用計画を作成するものです。

(※障害児相談支援については、「5 障害のある児童への支援(4) 障害児相談支援」をご参照ください。)

サービス等利用計画に沿ったサービスを提供するため、障害福祉サービスの支給決定後、サービス事業者等との連絡調整をしたり、サービスが適切に提供されているかを定期的に確認し、必要に応じて計画の見直し(モニタリング)を行います。

計画相談支援の利用料については、利用者の負担はありません。

地域移行支援は、障害者支援施設等に入所している人、精神科病院に入院している精神障害のある人、保護施設・矯正施設等に入所している障害のある人に対して、保健所・自治体・病院・障害福祉サービス提供事業所などの関係機関が協力して、地域での生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行うサービスです。

地域定着支援は、居宅において単身等で生活する障害のある人について、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態などにおいて相談その他必要な支援を行うサービスです。

■対象者

計画相談支援については、障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障害のある人又は障害のある児童を対象とします。

なお、介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を利用する場合については、市が介護保険制度の居宅介護支援計画(ケアプラン)の作成で足りると判断する場合は、サービス等利用計画の作成を求めないこともできます。

地域相談支援の地域移行支援では、障害者支援施設等に入所している障害のある人又は精神科病院に入院している精神障害のある人を対象とします。

また、地域定着支援では、居宅において単身で生活する人や同居している家族による支援を受けられない人を対象とします。

■課題・方向性及び方策等

障害福祉サービスの需要が高まる中で、必要なサービスを適切に利用できることが求められます。そのため、計画相談支援については、サービスの提供体制の充実を図り、きめ細やかなサービス等利用計画の立案により、障害福祉サービスが必要な人を支援していくとともに、計画案の質の確保を行います。

また、長期入院患者の退院支援や独居の人の支援として地域移行支援や地域定着支援の利用者も増えていくことが予測されるため、地域の連携体制が確立できるよう努めます。

■サービスの見込量

計画相談支援は、利用実績及びアンケート結果でのニーズが高いことから、今後、利用者が増加すると推定し、令和3（2021）年度216人、令和4（2022）年度234人、令和5（2023）年度254人の月間実利用者数を見込みます。

地域移行支援は、平成30（2018）年度は利用実績がありませんでしたが、令和元（2019）年度に1人の利用があったことから、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度まで月間実利用者数を1人と見込みます。

地域定着支援は、年度により増減の変動がありますが、今後は利用者が微増すると予測し、令和3（2021）年度8人、令和4（2022）年度10人、令和5（2023）年度13人の月間実利用者数を見込みます。

■アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

【計画相談支援】	【地域移行支援・地域定着支援】
継続して利用したい：186人	継続して利用したい：5人
すぐ利用したい：26人	すぐ利用したい：15人
3年以内には利用したい：92人	3年以内には利用したい：54人

■実績・計画

区 分	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計画相談支援 月間実利用者数	172	184	199	216	234	254
地域移行支援 月間実利用者数	0	1	1	1	1	1
地域定着支援 月間実利用者数	9	5	6	8	10	13

※令和2(2020)年度の数値は、令和3(2021)年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

5 障害のある児童への支援

(1) 障害児通所支援

① 児童発達支援

■ サービスの内容・対象者

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害のある児童について、児童発達支援センター等に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

■ 課題・方向性及び方策等

市内のサービス提供事業所は増加傾向にありますが、利用者の増加も著しいため、市内だけでなく近隣市や、県内、都内のサービス提供事業所に利用者が通所しています。関係機関との連携によって、引き続き、必要な療育を提供できるよう支援していきます。

■ サービスの見込量

利用実績及びアンケート結果のニーズの高さを踏まえ、令和3（2021）年度228人、令和4（2022）年度267人、令和5（2023）年度312人の月間実利用者数を見込みます。

■ アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

継続して利用したい：136人
 すぐ利用したい：11人
 3年以内には利用したい：19人
 ※保護者アンケートも含む

■ 実績・計画

区 分	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
月間実利用者数	124	167	183	228	267	312
月間延利用日数	944	1,293	1,464	1,824	2,136	2,496

※令和2(2020)年度の数値は、令和3(2021)年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。
 ※令和3(2021)年度以降の月間延利用日数は、月間実利用者数に過去の平均利用日数をかけて算出しています。

②医療型児童発達支援

■サービスの内容・対象者

肢体不自由（上肢、下肢又は体幹機能の障害）があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要と認められた障害のある児童について、医療型児童発達支援センター又は独立行政法人国立病院機構もしくは独立行政法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定する医療機関に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行います。

■課題・方向性及び方策等

令和元（2019）年度までに利用者はいませんでしたが、関係機関と連携し、実態の把握に努めるとともに、利用希望があった場合は、適切なサービスを提供する医療機関の情報提供などを行い、医学的管理の下で必要な療育を受けられるよう支援していきます。

■サービスの見込量

これまでに利用者はいませんでしたが、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度まで、月間実利用者数を1人と見込みます。

■アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

継続して利用したい：7人
 すぐ利用したい：6人
 3年以内には利用したい：20人
 ※保護者アンケートも含む

■実績・計画

区 分	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
月間実利用者数	0	0	0	1	1	1
月間延利用日数	0	0	0	8	8	8

※令和2(2020)年度の数値は、令和3(2021)年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。
 ※令和3(2021)年度以降の月間延利用日数は、月間実利用者数に平均利用日数(見込)をかけて算出しています。

③放課後等デイサービス

■サービスの内容・対象者

小・中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校に就学している障害のある児童について、学校の授業終了後や夏休みなどに、障害児通所支援施設に通わせ、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。

■課題・方向性及び方策等

市内に、新たな事業所が増加してきたことにより、潜在的なニーズが満たされてきていると推測されます。

このサービスには、障害のある児童を介護する親・家族などのレスパイトケア（家族等に代わり一時的にケアを代替することで、日々の疲れ等をリフレッシュしてもらう家族支援サービス）としての役割があります。

新規事業所の開設等について、事業者等から市に相談があった場合などは、本計画に基づき必要な支援をしていきます。

■サービスの見込量

利用実績及びアンケート結果でのニーズの高さを踏まえ、令和3（2021）年度224人、令和4（2022）年度250人、令和5（2023）年度279人の月間実利用者数を見込みます。

■アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

継続して利用したい：149人
 すぐ利用したい：17人
 3年以内には利用したい：86人
 ※保護者アンケートも含む

■実績・計画

区 分	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
月間実利用者数	155	180	201	224	250	279
月間延利用日数	1,857	2,147	2,412	2,688	3,000	3,348

※令和2(2020)年度の数値は、令和3(2021)年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。
 ※令和3(2021)年度以降の月間延利用日数は、月間実利用者数に過去の平均利用日数をかけて算出しています。

④保育所等訪問支援

■サービスの内容・対象者

保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障害のある児童について、療育の専門スタッフが保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行うサービスです。

■課題・方向性及び方策等

利用者が徐々に増加しており、今後は、サービスを提供する事業者の確保や制度の周知が課題となります。利用の希望があった場合は、保護者等の希望を踏まえ、サービスを提供する事業者が個別支援計画を作成し、障害のある児童が集団の中で、より過ごしやすくなるための支援が行われるよう、訪問先施設との連携を図ります。

■サービスの見込量

利用実績から、今後も利用者が微増すると推定し、令和3（2021）年度8人、令和4（2022）年度9人、令和5（2023）年度11人の月間実利用者数を見込みます。

■アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

継続して利用したい：30人
すぐ利用したい：21人
3年以内には利用したい：24人
※保護者アンケートも含む

■実績・計画

区 分	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
月間実利用者数	2	6	12	16	20	24
月間延利用日数	2	15	24	32	40	48

※令和2(2020)年度の数値は、令和3(2021)年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。
※令和3(2021)年度以降の月間延利用日数は、月間実利用者数に過去の平均利用日数をかけて算出しています。

(2) 居宅訪問型児童発達支援

■ サービスの内容・対象者

重度の障害等の状態にある児童を対象に障害のある児童の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。

■ 課題・方向性及び方策等

重度の障害等により外出が困難な状態にある児童に対し、必要な療育を行うため、事業者にはサービスの提供を促し、利用の促進に努めます。

なお、居宅訪問型保育事業と対象者が重複することから、関係機関との連携に努めます。

■ サービスの見込量

利用実績から、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの月間実利用者数を1人と見込みます。

■ アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

継続して利用したい：6人
 すぐ利用したい：7人
 3年以内には利用したい：11人
 ※保護者アンケートも含む

■ 実績・計画

区 分	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
月間実利用者数	0	1	1	1	1	1
月間延利用日数	0	14	15	15	15	15

※令和2(2020)年度の数値は、令和3(2021)年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

※令和3(2021)年度以降の月間延利用時間数は、月間実利用者数に過去の平均利用時間をかけて算出しています。

(3) 障害児入所支援

①福祉型障害児入所施設

■サービスの内容・対象者

障害のある児童や児童相談所、保健センター、医師等により療育の必要性が認められた児童を対象に児童の保護、日常生活の指導及び生活に必要な知識技能の付与を行うサービスです。

②医療型障害児入所施設

■サービスの内容・対象者

知的障害のある児童、肢体不自由の児童、重症心身障害のある児童や、児童相談所、保健センター、医師等により療育の必要性が認められた児童を対象に、児童の保護、日常生活の指導及び生活に必要な知識技能の付与及び治療を行うサービスです。

■課題・方向性及び方策等

障害児入所施設の利用については、県の決定によるものであることから、サービスの見込量は定めませんが、利用の必要がある児童が認められた際は、迅速に関係機関と連携を図り進めていけるよう、普段からの連携に努めます。

(4) 障害児相談支援

① 障害児相談支援

■ サービスの内容・対象者

障害児相談支援は、指定障害児相談支援事業者が、障害児通所支援を利用する人について、心身の状態や置かれている環境、サービスの利用に関する意向等を聞きながら、障害児支援利用計画を作成するものです。

■ 課題・方向性及び方策等

障害児通所支援に関しては、児童発達支援及び放課後等デイサービスを利用する児童が年々増加しており、今後も利用者が増加していくことが予測されます。必要なサービスを適切に利用できるように、障害児支援利用計画の作成を進めていきます。

■ サービスの見込量

利用実績から、今後も利用が増加すると予測し、令和3（2021）年度144人、令和4（2022）年度168人、令和5（2023）年度196人の月間実利用者数を見込みます。

■ アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

継続して利用したい：90人
 すぐ利用したい：14人
 3年以内には利用したい：35人
 ※保護者アンケートも含む

■ 実績・計画

区 分	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
月間実利用者数	76	105	121	144	168	196

※令和2(2020)年度の数値は、令和3(2021)年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

②医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

■サービスの内容・対象者

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターは、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用者を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場等に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行い、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担っています。

■課題・方向性及び方策等

医療的ケア児に対する関係分野の支援を調整するコーディネーターについては、埼玉県において開催される医療的ケア児等コーディネーター養成研修が行われる際に、市内の事業者にも所属の相談支援専門員や保健師等の対象となる者に周知し、研修受講者を募り増員を図ります。

また、先進自治体の取組等を調査研究し、医療的ケア児やその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、コーディネーター配置済みの事業者や関係機関と連携するとともに、安定した相談支援体制の整備に向けて、障害者自立支援協議会専門部会（医療的ケア児部会）において、コーディネーターの活用方法等について検討していきます。

■サービスの見込量

令和3（2021）年度から令和5（2023）年度まで、医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者のうち、相談支援事業に従事する職員4人の配置を見込みます。

■実績・計画

区 分	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
配置人数	2	4	4	4	4	4

※令和2(2020)年度の数値は、令和3(2021)年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

※医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者のうち、相談支援事業所に所属し、市が把握している人数です。

(5) 障害のある子ども・子育て支援等（教育・保育）

■ サービスの内容・対象者

子ども・子育て支援等の利用を希望する障害のある児童が希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業等における障害のある児童の受け入れ体制整備を行うものです。

■ 課題・方向性及び方策等

保育所については公設保育園において統合保育を目的として「育成保育事業」を実施しています。また、民間の保育所や放課後児童クラブにおいても、障害のある児童の受け入れの体制を整えています。さらに、学校卒業後の生活も視野に入れ、障害のある児童が健やかに成長することを目的に「障害児放課後児童クラブ事業」を実施しています。

課題としては医療的行為が必要な児童の受け入れがあげられ、居宅訪問型保育など多角的な支援の検討が必要です。

■ サービスの見込量

令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までは、ほぼ横ばいで推移すると見込みます。

■ 実績・計画

施設名	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	障害のある児童の利用希望人数 (実人数)	障害のある児童の受入可能人数 (実人数)	障害のある児童の利用希望人数 (実人数)	障害のある児童の受入可能人数 (実人数)	障害のある児童の利用希望人数 (実人数)	障害のある児童の受入可能人数 (実人数)
1 保育所	74	71	76	99	81	103
2 認定こども園	0	0	4	4	3	4
3 放課後児童健全育成事業 1)	23	23	32	32	26	26
4 幼稚園 2)	23	23	11	11	5	5
5 特定地域型保育事業 3)	1	1	1	23	5	25
6 認可外(地方単独事業) 4)	0	0	0	0	0	0

※令和2(2020)年度の数値は、令和3(2021)年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

第5章 サービス等の見込量とその確保の方策

施設名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	障害のある児童の利用希望人数 (実人数)	障害のある児童の受入可能人数 (実人数)	障害のある児童の利用希望人数 (実人数)	障害のある児童の受入可能人数 (実人数)	障害のある児童の利用希望人数 (実人数)	障害のある児童の受入可能人数 (実人数)
1 保育所	80	105	80	105	80	105
2 認定こども園	1	4	2	4	2	4
3 放課後児童健全育成事業 1)	29	29	29	29	29	29
4 幼稚園 2)	10	10	10	10	10	10
5 特定地域型保育事業 3)	5	27	5	27	5	27
6 認可外(地方単独事業) 4)	-	-	-	-	-	-

1) 子ども・子育て支援法第59条に定める当該事業の「実人数」を記載

2) 私学助成の対象である幼稚園を含む

3) 小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育

4) 地方自治体が一定の基準に基づき運営費支援を行っている認可外保育施設

※年間実人数

第6章 地域生活支援事業

※実績・計画のうち、令和2（2020）年度の実績は、令和3（2021）年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。また、見込量については、原則として新型コロナウイルス感染症の影響は勘案しておりません。

第6章 地域生活支援事業

■ 地域生活支援事業とは

障害のある人等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた事業を効率的・効果的に実施し、障害のある人の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず、すべての人がお互いに人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする事業です。

障害者総合支援法のもと、国が定める地域生活支援事業実施要綱に基づき、都道府県が実施主体となる都道府県地域生活支援事業と市町村が実施主体となる市町村地域生活支援事業があります。

都道府県又は市町村が、法律上実施しなければならない具体的な事業（必須事業）を行うほか、都道府県又は市町村の判断により、障害のある人等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業（任意事業）を実施することができます。

市では、市内外の社会資源を有効に活用し、効率的・効果的な事業の実施を図ります。

また、県が実施主体として実施する事業で、県と市が連携して実施する必要がある事業については、県や他の市町村の動向を勘案し、関係機関・関係部署などとの協議や、朝霞市障害者プラン推進委員会及び朝霞市障害者自立支援協議会での検討を行い、事業が適切に実施できるよう努めます。

必須事業

1 理解促進研修・啓発事業

■ サービスの内容・対象者

障害のある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」をなくすため、障害のある人等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

■ 課題・方向性及び方策等

障害や障害のある人に対する理解を深めるための普及啓発の講演会や事業等を、市内の障害者団体等と協力して、毎年実施していきます。

本市では、「朝霞市障害者理解に関する普及啓発事業補助金交付要綱」を定め、障害者団体等の実施する講演会等の事業に対して経費を補助しており、今後も障害者団体等への働きかけや情報の周知に努めます。

■ サービスの見込量

さまざまな障害者団体等に呼び掛け、それぞれのノウハウを活かし、障害や障害のある人等への理解を促進するための啓発事業を実施していきます。

■ アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

継続して利用したい：4人
すぐ利用したい：20人
3年以内には利用したい：79人

■ 実績・計画

区 分	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
理解促進研修・啓発事業 （実施の有無）	実施	未実施	実施	実施	実施	実施

2 自発的活動支援事業

■ サービスの内容・対象者

障害のある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人等やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

■ 課題・方向性及び方策等

障害のある人やその家族が互いの悩みなどを共有し、交流を図ることを目的として、障害福祉の向上を目指して活動している障害者団体に対して、補助金を交付します。

本市では、「朝霞市福祉団体等の補助金交付要綱」を定め、福祉団体等の育成、福祉の増進を図るため、福祉団体等の事業補助金及び活動費補助金を交付しており、今後も福祉団体等への働きかけや情報の周知に努めます。

■ サービスの見込量

平成 25（2013）年度から地域生活支援事業の必須事業に位置付けられました。今後も事業の実施に努めます。

■ 実績・計画

区 分	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
自発的活動支援事業 （実施の有無）	実施	実施	実施	実施	実施	実施

3 相談支援事業

■ サービスの内容・対象者

○障害者相談支援事業

障害のある人等の福祉に関する各種の問題について、障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援など、必要な支援を行います。また、虐待の防止及びその早期発見のため、関係機関との連絡調整その他の障害のある人等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行います。

事業内容は、①福祉サービスの利用援助（情報提供、相談など）、②社会資源を利用するための支援（各種支援施設に関する助言・指導など）、③社会生活力を高めるための支援、④ピアカウンセリング、⑤成年後見制度など権利擁護のための制度の利用に必要な援助、⑥専門機関の紹介などです。

相談支援事業の効果的な実施に向けて、地域において障害のある人等を支えるネットワークの構築を図るため、市町村は、協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進します。

○基幹相談支援センター等機能強化事業

市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。なお、専門的職員とは、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士などの資格を有する職員です。

また、市（ケースワーカーや保健師等）、就労支援センター、障害福祉サービス事業所、教育・就労等に関する各種の相談機関など、地域の多数の関係機関との連携を強化し、相談者の継続した支援に当たります。

○基幹相談支援センター

地域生活支援事業実施要綱では、市町村単独又は複数の市町村などにより、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、地域の実情（人口規模、地域における相談支援の体制、人材確保の状況等）に応じて、次のような業務等を行う機関を設置することができることとされています。

- ・ 障害の種別やさまざまなニーズに対応できる総合的な相談への対応
- ・ 地域の相談支援事業者に対する指導・助言、人材育成の支援など（研修会、日常的な事例検討会等）
- ・ 障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発など地域移行、地域定着の促進への取り組み
- ・ 権利擁護（成年後見制度や虐待防止）の取り組み

○住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望していても、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整などに係る支援を行うとともに、家主などへの相談・助言を通じて障害のある人の地域生活を支援するものです。

■課題・方向性及び方策等

本市では、平成20（2008）年から障害者自立支援協議会を設置し、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりなどを目的として、中核的な役割を果たす協議の場として開催しています。今後は、専門部会を活用していくことや、基幹相談支援センターを相談事業の中心的な役割として設置し、機能させていくことが課題となっています。障害のある人等の相談支援事業は、社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会に委託して実施しています。また、市では、障害福祉課内に障害者虐待防止センターを設置し、障害のある人等への虐待に関する相談や通報を受けたときは、関係機関との連携により円滑な解決に努めています。

■サービスの見込量

障害者相談支援事業は現在、はあとぴあ障害者相談支援センターで実施し、基幹相談支援センター等機能強化事業として専門職を配置しており、今後も継続していきます。

基幹相談支援センターの設置及び住宅入居等支援事業については、本市を含めた地域の実情や近隣市等の設置状況等の動向を勘案し、関係機関とともに協議していきます。

■アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

継続して利用したい：71 人

すぐ利用したい：46 人

3年以内には利用したい：168 人

■実績・計画

区 分	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
障害者相談支援事業 (か所数)	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター 等機能強化事業 (実施の有無)	実施	実施	実施	実施	実施	実施
基幹相談支援センター (実施の有無)	未実施	未実施	未実施	検討	検討	検討
住宅入居等支援事業 (実施の有無)	未実施	未実施	未実施	検討	検討	検討

4 成年後見制度支援事業

(1) 成年後見制度利用支援事業

■ サービスの内容・対象者

障害福祉サービスの利用などの観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害のある人、精神障害（高次脳機能障害等含む）、遷延性意識障害等のある人に対して、成年後見制度の利用に係る費用を支給することにより、障害のある人の権利擁護を図ります。成年後見制度の利用を希望するが、身寄りがいない利用者の成年後見制度の申立て（市長申立）に要する経費及び成年後見人等の報酬について助成します。

■ 課題・方向性及び方策等

成年後見制度利用に関する支援について、必要な経費に対する助成などにより、今後も支援を継続していきます。

■ サービスの見込量

令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの年間利用件数を3件と見込みます。

■ アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

継続して利用したい：13 人
 すぐ利用したい：17 人
 3年以内には利用したい：91 人

区 分	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
年間利用件数 （市長申立）	2	3	3	3	3	3

※令和2(2020)年度の数値は、令和3(2021)年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

(2) 成年後見制度法人後見支援事業

■ サービスの内容・対象者

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害のある人の権利擁護を図ることを目的とします。

■ 課題・方向性及び方策等

市と社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会において、既に本事業を実施している近隣市などの事例を調査・研究し、実施に向けて協議していきます。

■ サービスの見込量

引き続き、関係機関と協議を進め、令和5（2023）年度までの実施を検討します。

■ 実績・計画

区 分	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実施の有無	未実施	未実施	未実施	検討	検討	検討

5 意思疎通支援事業

■ サービスの内容・対象者

意思疎通支援事業は、聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人に、意思疎通を仲介する手話通訳者及び要約筆記者の派遣などを行う事業です。

意思疎通支援事業は、入院中においても、入院先医療機関との調整の上で利用することができます。

○手話通訳者派遣事業

官公庁の受付や行事、医療機関の受診などで聴覚障害のある人が手話通訳を必要とする場合、手話通訳者を派遣します。

○手話通訳者設置事業

聴覚等に障害のある人が、受付や相談などの際に円滑な意思疎通が図れるよう、手話通訳者を市役所の窓口配置する事業です。

○要約筆記者派遣事業

手話通訳者の派遣と同様に、聴覚障害のある人が要約筆記を必要とする場合、要約筆記者を派遣します。

■ 課題・方向性及び方策等

朝霞市日本手話言語条例の施行に伴い、各事業の充実を目指します。手話通訳者派遣事業においては、手話講習会を継続的に実施し、手話通訳者の養成・確保に努めます。また、手話通訳者設置事業については、市庁舎における手話通訳者の体制整備に努めます。さらに、要約筆記者派遣事業においては、今後も継続して実施するとともに事業の周知に努めます。

■ サービスの見込量

手話通訳者派遣事業は、社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会に委託して実施しており、利便性の向上とともに利用件数の増加が見込まれます。利用実績を勘案し、令和3（2021）年度500件、令和4（2022）年度600件、令和5（2023）年度700件の年間利用件数を見込みます。

手話通訳者設置事業は、手話通訳者の体制整備の推進及び事業の周知拡大に伴い、対応件数が増加しました。利用実績を勘案し、令和3（2021）年度810件、令和4（2022）年度820件、令和5（2023）年度830件の年間対応件数を見込みます。

要約筆記者派遣事業は、利用実績を勘案し、令和3（2021）年度12件、令和4（2022）年度14件、令和5（2023）年度16件の年間利用件数を見込みます。

■ アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

【手話通訳者派遣事業】	【要約筆記者派遣事業】
継続して利用したい：12人	継続して利用したい：2人
すぐ利用したい：3人	すぐ利用したい：4人
3年以内には利用したい：20人	3年以内には利用したい：26人

■ 実績・計画（手話通訳者派遣事業）

区 分	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
年間利用件数	546	603	360	500	600	700
年間派遣人数	696	734	380	600	700	800

※令和2(2020)年度の数値は、令和3(2021)年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

■ 実績・計画（手話通訳者設置事業）

区 分	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
年間対応件数	574	593	800	810	820	830

※設置手話通訳者の対応可能な範囲は、市庁舎及び保健センターとしているが、必要に応じてその近隣に同行し対応可能としている。

※令和2(2020)年度の数値は、令和3(2021)年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

■ 実績・計画（要約筆記者派遣事業）

区 分	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
年間利用件数	4	12	7	12	14	16
年間派遣人数	12	24	11	24	28	32

※令和2(2020)年度の数値は、令和3(2021)年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

6 日常生活用具給付等事業

■ サービスの内容・対象者

在宅の障害のある人等の日常生活を容易にするため、障害に応じた用具（各種目の対象要件に該当する人を対象）として、①介護・訓練支援用具（特殊寝台、特殊マットなど）、②自立生活支援用具（入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置など）、③在宅療養等支援用具（電気式たん吸引器、盲人用体温計など）、④情報・意思疎通支援用具（点字器、人工喉頭など）、⑤排せつ管理支援用具（ストマ装具など）、⑥居宅生活動作補助用具（移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの）の給付を行うものです。

■ 課題・方向性及び方策等

障害のある人が日常生活を円滑に営むことができるよう、利用者に応じた適切な日常生活用具の給付を行います。

■ サービスの見込量

日常生活用具には耐用年数があり、使用する人の状況によって給付申請の状況が異なるため、各年度で給付件数の増減の変動がありますが、利用実績を踏まえて数値を見込みます。

■ アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

継続して利用したい：89人
すぐ利用したい：23人
3年以内には利用したい：82人

■実績・計画

区 分	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
①介護・訓練支援用具	6	4	5	5	5	5
②自立生活支援用具	22	13	10	17	17	17
③在宅療養等支援 用具	15	20	20	18	18	18
④情報・意思疎通支援 用具	18	25	25	25	25	25
⑤排せつ管理支援 用具	1,604	1,634	1,700	1,700	1,700	1,700
⑥居宅生活動作補助 用具	4	3	3	4	4	4

※年間件数

※令和2(2020)年度の数値は、令和3(2021)年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

7 手話通訳者等養成事業

■ サービスの内容・対象者

平成28(2016)年4月1日施行の朝霞市日本手話言語条例の基本理念に基づき、日本手話を母語とするろう者が安心して生活できる社会を実現することを目的として、広く市民に対し、ろう者や日本手話に対する理解促進及び日本手話の普及に努めるとともに、手話通訳者を養成します。

■ 課題・方向性及び方策等

ろう者や日本手話への理解を深めるための取り組みを実施するとともに、ろう者の意思を尊重した通訳を行うことができる手話通訳者の養成を目的とし、手話講習会を実施します。

■ サービスの見込量

日本手話言語条例の周知を行うことにより、ろう者や日本手話に対する理解が広がり、日本手話を学ぶ市民等の増加が見込まれます。また、登録手話通訳者を増員するため、手話講習会を継続的、計画的に実施する必要があります。

■ 実績・計画

区 分	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
手話講習会	実施	実施	実施	実施	実施	実施
登録手話通訳者数	11	11	10	11	12	13

※手話講習会は、昼・夜各1講座(入門→基礎→中級→養成→フォローアップ)の3年計画とし、朝霞市社会福祉協議会で実施しています。

※登録手話通訳者数は、年度末現在の人数です。

※令和2(2020)年度の数値は、令和3(2021)年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

8 移動支援事業

■ サービスの内容・対象者

屋外での移動に著しい困難を伴う全身性障害のある人や知的障害のある人等又は一人での外出が困難な精神障害のある人などが社会生活上、必要不可欠な外出及び余暇活動などの社会参加による外出の際の移動について支援が受けられます。

ただし、同様の支援が障害者総合支援法の障害福祉サービスにおいて利用できる場合又は介護保険法による訪問介護において利用できる場合は、これらのサービスが優先されます。

■ 課題・方向性及び方策等

サービスを提供する事業者の確保や制度の周知に努め、移動の困難な人に対し、適切なサービスの提供を行います。

■ サービスの見込量

利用実績及びアンケート結果を踏まえ、月間実利用者数を令和3（2021）年度93人、令和4（2022）年度96人、令和5（2023）年度99人を見込みます。

■ アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

継続して利用したい：71人
すぐ利用したい：30人
3年以内には利用したい：100人

■ 実績・計画

区 分	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
年間実利用者数	96	92	68	96	98	100
年間延利用時間	16,453	14,972	12,832	16,608	16,954	17,300

※令和2(2020)年度の数値は、令和3(2021)年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。
※令和3(2021)年度以降の月間延利用時間数は、月間実利用者数に過去の平均利用時間をかけて算出しています。

9 地域活動支援センター事業

■ サービスの内容・対象者

障害のある人等が通所し、創作的活動や生産活動の機会の提供等を通じて、自立と社会との交流促進を図るとともに、家庭における介護負担を軽減することを目的とする施設です。

基礎的事業として、利用者に対し創作的活動、生産活動、社会との交流促進などの事業を実施します。

機能強化事業として、専門職員（看護師、精神保健福祉士等）の配置による支援、障害特性に応じて実施する事業（機能訓練や作業療法士による作業療法、言語聴覚士による言語療法など）、ボランティアの育成などを実施します。

■ 課題・方向性及び方策等

アンケート調査などの結果からも、利用者の需要が高まっています。
利用者の実態に応じた地域活動支援センターの運営の支援に努めます。

■ サービスの見込量

市内3か所の事業所で事業が行われており、1日平均の利用者は、3施設合わせて平成30(2018)年度18人、令和元(2019)年度17人、令和2(2020)年度14人（見込）の利用実績となっています。実績から、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度まで、1日平均20人の実利用者数を見込みます。

■ アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

継続して利用したい：37人
すぐ利用したい：17人
3年以内には利用したい：89人

■ 実績・計画

区 分	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
1日平均 実利用者数	18	17	14	20	20	20
	1	1	0	1	1	1
通所か所数	4	3	3	3	3	3
	1	1	0	1	1	1

※下段の数値は、市外の地域活動支援センターの実利用者数及び事業所数を表示しています。

※令和2(2020)年度の数値は、令和3(2021)年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

任意事業

1 日常生活支援

(1) 訪問入浴サービス

■ サービスの内容・対象者

家庭において、入浴することが困難な重度心身障害のある人等に対し、事業者へ委託し、入浴サービスなどを行うことにより、重度心身障害のある人等の心身の健康増進及び介護者の負担軽減を図るため実施するものです。

■ 課題・方向性及び方策等

今後もサービスを提供する事業者の確保や制度の周知に努め、適切なサービスの提供を行います。

■ サービスの見込量

実利用者数は、平成30（2018）年度は月13人、令和元（2019）年度は12人の利用があり、令和2（2020）年度は14人の利用実績となっています。実績から、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの月間実利用者数を14人と見込みます。

■ 実績・計画

区 分	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
月間実利用者数	13	12	14	14	14	14

※令和2(2020)年度の数値は、令和3(2021)年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

(2) 日中一時支援

■ サービスの内容・対象者

障害のある人等の家族の就労支援及び障害のある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障害のある人等に活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練などの支援を行います。

■ 課題・方向性及び方策等

市内及び近隣市に利用のできる施設が少ないことが課題であり、アンケート結果からも潜在的ニーズは多いものと推測され、市内及び近隣市での利用ができるように施設の整備をする必要があります。

また、今後も、利用の促進に努め、障害のある人等及びその家族などの負担の軽減を図ります。

■ サービスの見込量

利用実績より、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの月間実利用者数を12人と見込みます。

■ アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

継続して利用したい：13人
 すぐ利用したい：25人
 3年以内には利用したい：103人

■ 実績・計画

区 分	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
月間実利用者数	21	12	3	12	12	12

※令和2(2020)年度の数値は、令和3(2021)年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

（３）巡回支援専門員整備（巡回相談支援）

■サービスの内容・対象者

保育所等、子どもが集まる施設や学校に巡回相談を実施し、障害が“気になる”段階から支援を行うための体制の整備を図り、発達障害児等の福祉の向上を図ることを目的とします。

■課題・方向性及び方策等

発達障害を含む発達につまずきのある子どもたちの早期発見、早期支援及びとぎれのない総合的な支援を行うことを目的に事業を行っており、引き続き、実施していきます。

- 1 乳幼児期からの早期発見と支援事業
 - （１）１歳６か月児健診・３歳児健診での心理相談員による相談
 - （２）親子グループ
- 2 相談業務
 - （１）巡回相談：市内保育園、市内幼稚園、小学校、中学校
 - （２）発育発達相談：小児神経科医、心理相談員による相談
- 3 巡回相談報告会
- 4 研修会
- 5 発達障害児者支援体制整備連絡会議

■サービスの見込量

相談先の件数及び回数ともに増加傾向にあり、巡回相談施設件数を令和３（２０２１）年度から令和５（２０２３）年度までを６０件、延相談回数を令和３（２０２１）年度から令和５（２０２３）年度までを９０回と見込みます。

■実績・計画

区 分	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
巡回相談施設件数	56	56	56	60	60	60
延相談回数	95	96	57	90	90	90

※令和2(2020)年度の数値は、令和3(2021)年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

2 社会参加支援

(1) スポーツ・レクリエーション教室開催等

■サービスの内容・対象者

生涯学習・スポーツプログラムの充実を図り、障害のある人のスポーツ、芸術・文化活動の促進を図ります。年に2回、市内で障害者スポーツ等のイベントを開催します。

■課題・方向性及び方策等

障害のある人の余暇活動については、各障害者団体などにおいて積極的な取り組みが行われており、市としても、ふれあいスポーツ大会やスポーツ・レクリエーションの集いを毎年実施しています。

今後も、より多くのボランティア参加を募るとともに、魅力あるイベントとなるよう、今後も関係団体との協働のもと推進を図ります。

また、障害のある人だけでなく、障害のない人も参加対象とし、障害に対する理解を促進します。

なお、新型コロナウイルス感染症の予防及び拡大防止の観点から、イベントの在り方や実施方法等を検討していく必要があります。

■サービスの見込量

引き続き、広報紙やホームページ等での呼び掛けを実施し、参加者を募り、令和5（2023）年度の参加者数を、ふれあいスポーツ大会が280人、スポーツ・レクリエーションの集いが150人と見込みます。

■実績・計画

区 分	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
ふれあいスポーツ 大会参加者数	261	287	未実施	280	280	280
スポーツ・レクリエーション の集い参加者数	91	122	未実施	130	140	150

3 就業・就労支援

(1) 就労支援センター

■ サービスの内容・対象者

障害のある人やその家族からの就労に関する相談に応じ、職場定着支援など就労に関する各種支援を行うとともに、就労ネットワークを形成し、その活用等により連携の取れた効果的な就労支援体制を促進することを目的とします。市では、社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会を指定管理者として障害者就労支援センターの運営を行っています。

関係する事業所、公共職業安定所（ハローワーク）、教育機関、医療機関等との連携を密にし、障害のある人の自立と社会参加の促進に向けて、就労支援、生活支援を行っています。

障害者就労支援センターに登録した人のうち、一般就労した人数は、平成30（2018）年度47人、令和元（2019）年度41人となっています。

■ 課題・方向性及び方策等

短期間での離職者も多く、また、就労移行支援などの事業所も増え、登録者の管理及び支援の方向性が多岐に渡ってきています。

今後は、より職場や事業所と連携を密にし、就労移行支援事業所等が行う就労定着支援との住み分けや、定着年数に応じて支援方法を変えるなど、支援の方向性を定めていく必要があります。

■ サービスの見込量

今後も事業の周知を図り、社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会を指定管理者として障害者就労支援センターの運営を行います。

■ 実績・計画

区 分	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
施設設置数	1	1	1	1	1	1

※令和2(2020)年度の数値は、令和3(2021)年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

その他（市の独自事業）

本市では、障害者総合支援法等に定めのない市の独自事業として、障害のある人への支援を実施しています。主な市の独自事業は次のとおりです。

（１）福祉タクシー利用券、バス・鉄道共通ＩＣカード、自動車燃料費の補助

【内 容】重度心身障害のある人の社会生活圏の拡大及び経済的負担軽減を目的とし、福祉タクシー利用券、バス・鉄道共通ＩＣカード又は自動車燃料費のうち１つについて補助を行います。

【対象者】・身体障害者手帳１級、２級、下肢３級の所持者
・療育手帳㊤、Ａ、Ｂの所持者
・精神障害者保健福祉手帳１級、２級の所持者

（２）紙おむつ等の支給

【内 容】常時紙おむつ等を使用する在宅の重度心身障害のある人に対し、介護者の日常の介護活動を援助し、在宅福祉の増進を図ることを目的として、市が指定する紙おむつ等を支給します。

【対象者】３歳以上で在宅の身体障害者手帳１級、２級又は療育手帳㊤、Ａの所持者（施設に入所又は入院をしている人は対象外）

（３）配食サービス

【内 容】自ら食事の支度をするのが困難な障害のある人に対し、昼食を提供するとともに安否確認を行うことを目的として、弁当を自宅へ配達します。

【対象者】６５歳未満の障害者手帳の所持者のみで構成される世帯に属する人

（４）緊急通報システム

【内 容】家庭内での急病、事故等の緊急時に速やかに埼玉県南西部消防本部に通報することを目的として、通報機器を設置します。

【対象者】単身者等で身体障害者手帳１級、２級の所持者

（５）難病患者見舞金の支給

【内 容】難病をお持ちの人に対し、福祉の増進を図ることを目的として、見舞金を支給します。

【対象者】埼玉県より指定難病医療受給者証等の交付を受けている人

（６）市内循環バス特別乗車証

【内 容】社会活動の助長・援助及び経済的負担軽減を目的として、市内循環バス乗車時の運賃が無料となる特別乗車証を発行します。

【対象者】障害者手帳所持者

（７）自動車運転免許取得費・改造費の助成

【内 容】生活上の行動範囲の拡大と移動の利便性を高め、自立更生を促進することを目的に、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を補助します。

【対象者】障害者手帳所持者

（８）更生訓練費給付

【内 容】施設で更生訓練を受ける障害のある人に対して、更生訓練費の支給を行い、社会復帰の促進を図ります。

【対象者】就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している人で、利用者負担額の生じない人等

（９）身体障害者等診断書料補助金

【内 容】障害者手帳を申請するために必要な医師の診断書作成に要した費用に対し、補助金を交付することにより、福祉の増進を図ります。

【対象者】身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を新規に受けた人

（１０）就職支度金の支給

【内 容】障害のある人の社会復帰の促進を図るため、就職等により自立をしようとする障害のある人に対し就職支度金を支給します。

【対象者】就労移行支援又は就労継続支援を利用している人で就職又は自営により施設を退所することになった人等

（１１）家具転倒防止器具等設置費の補助

【内 容】地震による家具の転倒等の被害から身体の安全を守るため、家具転倒防止器具等を取り付ける際の費用の一部を補助します。

【対象者】身体障害者手帳１～３級、４級１種、療育手帳㊤、Ａ、精神障害者保健福祉手帳１級、２級の所持者のみで構成される世帯等

(12) 障害者等見守りシール交付事業

【内 容】在宅の障害者等が行方不明となった場合に、早期発見及び安全確保を図るために、登録番号を付したシールを交付します。

【対象者】障害者手帳所持者、高次脳機能障害又は統合失調症と診断された人等

第7章 計画の推進体制

第7章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

(1) 計画の周知

計画の周知においては、障害に関する正しい知識や理解を広める必要があります。関係機関や障害者支援にかかわる人々と連携し、障害のある人となない人が共に暮らす地域社会の実現のために、「第5次朝霞市障害者プラン」と共に、広報紙やホームページへの掲載、理解促進研修の講演会等やスポーツ・レクリエーション等の各種イベントの際に計画の概要版を配布する等、情報発信・周知を図ります。

(2) 推進体制の確立

障害者施策は、福祉や保健・医療などの分野だけでなく、住宅、交通、まちづくりといった生活環境全般の幅広い範囲に及び、それぞれの障害や程度、ライフステージに応じたきめ細かな対応が必要となります。

このため、市民参加の推進組織である「障害者プラン推進委員会」において計画の推進を図ります。

(3) 広域連携等

障害者施策は、対象者の人数や専門的な取り組みの必要性などから広域で行っている事業もあり、市民も他市に立地する施設を利用していることもあります。

このため、広域的な視点で取り組まなければならないことも多々あることから、国や県、近隣市と連携していく必要があります。

都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修や障害者自立支援審査支払等システム等を活用した事業所や関係自治体等と情報共有体制など、市単独では実施が困難な施策については、積極的に連携を図りつつ、サービスの充実に努めます。

（４）市民等との協働

各施策を効果的に実施していく上で、市民の協力はもとより、市と関係機関などとの協力体制は不可欠です。ピアカウンセリングの支援や、スポーツ・レクリエーション教室開催など社会参加の充実を図り、地域社会と関係機関（福祉施設、医療機関、教育機関、保健所、社会福祉協議会、ボランティア団体、障害者関係団体、事業者など）との連携を強化するとともに、障害者施策の推進に向けて障害のある人を含め、市民の主体的な参画を促進します。

（５）計画の達成状況の点検及び評価の体制

計画策定後は、各年度において、施策の取り組み状況、サービス見込量等の達成状況を「朝霞市障害者プラン推進委員会」、「朝霞市障害者自立支援協議会」に報告し点検・評価をします。点検・評価の結果に基づいて所要の対策の実施に取り組みます。

（６）計画の達成状況の点検と評価の実施方法

達成状況の点検については、サービスの見込量と実際の利用量を踏まえながら、朝霞市障害者プラン推進委員会において、課題・方向性及び方策など障害福祉施策もあわせて点検・評価を行うとともに、その進行管理と調整を行います。

また、朝霞市障害者自立支援協議会が行った実績評価の結果を参考にして、改めて評価します。

その評価結果を踏まえながら、適切な見直しを行い、PDCAサイクルにより、必要があると認めるときは、障害福祉計画の変更や見直しを行います。

資料編

資料編

1 策定体制

(1) 朝霞市障害者プラン推進委員会

○朝霞市障害者プラン推進委員会条例

(目的)

第1条 この条例は、朝霞市障害者プラン推進委員会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づき、障害者に関する施策について必要な調査及び審議を行うため、朝霞市障害者プラン推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 障害者プラン及び障害福祉計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関すること。
- (3) 障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関の相互の連絡調整に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第4条 委員会は、委員26人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 障害者団体の代表者
- (2) 社会福祉関係団体の代表者
- (3) 知識経験を有する者
- (4) 公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（任期）

第6条 委員の任期は、5年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

（雑則）

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年条例第5号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(2) 朝霞市障害者プラン推進委員会委員名簿

(敬称略)

	代 表 区 分 等	委 員 氏 名
障害者団体の代表者		
1	朝霞市視力障害者友の会	坂 本 悺
2	朝霞市聴覚障害者協会	戸 田 康 之
3	NPO法人 朝霞市心身障害児・者を守る会	高 垣 和 美
4	地域で共に生きるナノ・朝霞	須 貝 孝
5	特定非営利活動法人 朝霞市つばさ会	菅 田 恵 子
6	特定非営利活動法人 彩の会	大 橋 陽 子
7	特定非営利活動法人 なかよしねっと	住 田 貴 子
8	特定非営利活動法人 ぷりすむ	木 舩 晴 子
9	歩の会	鈴 木 洋 子
社会福祉関係団体の代表者		
10	社会福祉法人 埼玉県社会福祉事業団	篠 本 晃 広
11	埼玉県朝霞保健所	小石川 良 子
12	社会福祉法人 朝霞市社会福祉協議会	白 木 順 子
13	社会福祉法人 朝霞地区福祉会	川 口 裕
14	朝霞地区一部事務組合	○森 田 康 彦
知識経験を有する者		
15	学校法人 東洋大学	◎是 枝 喜代治
公募市民		
16	市民	竹 田 悦 子
17	市民	近 岡 賢 二

◎委員長 ○副委員長

2 障害のある人が利用している主な施設

(1) 障害のある人が利用している主な施設（朝霞市内）

施設の種類	施設・事業所名	所在地
生活介護	あさか向陽園	青葉台
	朝霞市障害者ふれあいセンター あさか福祉作業所	大字上内間木
	くれいん	浜崎
	なかよしかふえ	朝志ヶ丘
	はあとぴあ福祉作業所	大字浜崎
	ひまわり工房	大字宮戸
就労継続支援B型	あさか向陽園	青葉台
	朝霞市障害者ふれあいセンター あさか福祉作業所	大字上内間木
	多機能型事業所つばさ工房	北原
	はあとぴあ福祉作業所	大字浜崎
	ひまわり工房	大字宮戸
	ポコポコプカブカ	本町
	リハスワークあさか	仲町
	リロード	幸町
就労移行支援	朝霞市障害者ふれあいセンター あさか福祉作業所	大字上内間木
	ウェルビー 朝霞台駅前センター	浜崎
	Cocorport 朝霞台 Office	東弁財
	Cocorport 北朝霞 Office	西原
	リロード	幸町
就労定着支援	ウェルビー 朝霞台駅前センター	浜崎
	Cocorport 朝霞台 Office	東弁財
自立訓練（生活訓練）	多機能型事業所つばさ工房	北原
	ポコポコプカブカ	本町
	リライト	仲町

施設の種類	施設・事業所名	所在地
地域活動支援センター	ぱれっと（地域デイケア型）	溝沼
	れすと（精神小規模型）	三原
	レモンの木	本町
短期入所	あさか向陽園	青葉台
	介護老人保健施設 つつじの郷	下内間木
	クリード朝霞ショートステイ	浜崎
	グループホームつぐみ	溝沼
	朝光苑障害者短期入所事業所	青葉台
施設入所支援	あさか向陽園	青葉台
グループホーム	エムケーホームみんなの希望の家	宮戸
	クリード朝霞	浜崎
	グループホームつぐみ	溝沼
	成る実寮	宮戸
	ふれんず	泉水
生活ホーム	朝霞青年寮	西弁財
計画相談支援事業所	朝霞市つばさ会相談支援事業所 あゆみ	三原
	共生みらいマネジメント	朝志ヶ丘
	コーヒータイム相談事業所	本町
	相談支援事業所キラキラ朝霞	本町
	相談支援事業所ひまわり	大字宮戸
	相談支援事業所リライト	仲町
	相談支援室 Grow 朝霞台	東弁財
	相談支援センターさいゆう	根岸台
	はあとぴあ障害者相談支援センター	大字浜崎
	ふれあい障害者相談支援センター	大字上内間木
	みつば相談支援センター朝霞台	三原

(2) 障害のある人が利用している主な施設（朝霞市外）

施設の種類	施設・事業所名	所在地
生活介護	すずらん	志木市
	すわ緑風園	和光市
短期入所	すわ緑風園	和光市
施設入所支援	すわ緑風園	和光市
計画相談支援事業所	みつばすみれ学園障害児等計画相談支援センター	志木市
盲人ホーム	埼玉盲人ホーム	さいたま市
	盲人ホーム埼玉光会館	熊谷市
視・聴覚障害者情報提供施設	埼玉聴覚障害者情報センター	さいたま市
	埼玉盲人ホーム	さいたま市
	熊谷点字図書館	熊谷市
障害者更生センター	埼玉県伊豆潮風館	静岡県伊東市

3 障害のある児童が利用している主な施設

(1) 障害のある児童が利用している主な施設（朝霞市内）

施設の種類	施設・事業所名	所在地
児童発達支援事業所	あすてらす朝霞	根岸台
	アートチャイルドケア SED スクール朝霞駅前	青葉台
	アートチャイルドケア SED スクール朝霞台	浜崎
	ABA 児童発達支援・放課後等デイ療育 ぷーあーぷー朝霞台	東弁財
	元気キッズ朝霞教室	岡
	元気キッズP S C朝霞教室	根岸台
	コペルプラス朝霞台教室	浜崎
	Pal Kids	本町
	Pal 膝折教室	膝折町
	ひかりぎスクール朝霞	本町
	ひかりぎスタジオ朝霞	本町
	ひかりぎパーク	西原
	Friends 朝霞	溝沼
放課後等デイサービス	あすてらす朝霞	根岸台
	ABA 児童発達支援・放課後等デイ療育 ぷーあーぷー朝霞台	東弁財
	クローバーよつばのいえ朝霞	栄町
	さくらんぼ	三原
	すくすくすてっぷ朝霞	本町
	たまみずき朝霞	本町
	Pal School	本町
	Pal 膝折教室	膝折町
	ひかりぎスクール	西原
	ひかりぎスクール朝霞	本町
	ひかりぎスタジオ朝霞	本町

施設の種類	施設・事業所名	所在地
放課後等デイサービス	Friends 朝霞	溝沼
	まいまい1	西弁財
	まいまい2	本町
	まいまい3	泉水
	まはろ朝霞台	東弁財
保育所等訪問支援	ABA 児童発達支援・放課後等デイ療育 ぴーあーぷー朝霞台	東弁財
	元気キッズPSC朝霞教室	根岸台
	児童発達支援・放課後等デイサービス 事業所 Pal	本町
	Pal 膝折教室	膝折町
	Friends 朝霞	溝沼
障害児放課後児童クラブ	障害児放課後児童クラブなかよし	朝志ヶ丘
放課後児童クラブ	あさかだいアンジュクラブ	西原
	キッズクラブあさか浜崎	浜崎
	キッズクラブさいか本町	本町
	キッズクラブさいか本町あおぞら・ つばさ	本町
	キッズクラブさいか本町けやき	本町
	GENKIKIDS CANVAS	仲町
	さつき放課後児童クラブ	本町
	そうさん放課後児童クラブ	東弁財
	たまみずきっず栄町	栄町
	たまみずきっず溝沼	溝沼
	本町アンジュクラブ	本町
子育て支援センター	おもちゃ図書館なかよしぱあく	朝志ヶ丘

施設の種類	施設・事業所名	所在地
計画相談支援事業所	共生みらいマネジメント	朝志ヶ丘
	コーヒータ임相談事業所	本町
	相談支援事業所キラキラ朝霞	本町
	相談支援事業所ひまわり	大字宮戸
	はあとびあ障害者相談支援センター	大字浜崎
	ふれあい障害者相談支援センター	大字上内間木
	まいまい相談支援事業所	泉水
	みつば相談支援センター朝霞台	三原

(2) 障害のある児童が利用している主な施設（朝霞市外）

施設の種類	施設・事業所名	所在地
児童発達支援センター	みつばすみれ学園	志木市
医療型児童発達支援センター	総合療育センターひまわり学園	さいたま市
	療育センターさくら草	さいたま市
福祉型障害児入所施設	共愛学園	羽生市
	久美学園	さいたま市
医療型障害児入所施設	嵐山郷	比企郡嵐山町
特別支援学校	坂戸ろう学園	坂戸市
	塙保己一学園	川越市
	和光特別支援学校	和光市
	和光南特別支援学校	和光市
計画相談支援事業所	みつばすみれ学園障害児等計画相談支援センター	志木市

4 用語解説

あ行	
朝霞市日本手話言語条例 [P10,117,121]	全国初の「日本手話」を言語として定義した条例。この条例では、ろう者が日本手話を使用して、安心して暮らすことができ、広く市民が日本手話への理解を深め、互いに地域で支え合う朝霞市を目指すことを目的としている。平成 28 年 4 月に施行された。
アセスメント [P68]	「評価」「査定」の意味で用いられることが多く、「対象が周囲に及ぼす影響の評価をすること」「開発が環境に与える影響の程度や範囲、また対策について、事前に予測・評価すること」などを指す。
意思疎通支援事業 [P49,117]	聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人に、意思疎通を仲介する手話通訳者及び要約筆記者の派遣などを行う事業。朝霞市では、「社会福祉法人埼玉聴覚障害者福祉会（埼玉聴覚障害者情報センター）」に委託して手話通訳者などの派遣をしていたが、社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会への委託により、平成 21 年 2 月から地域に密着した形で実施している。
移動支援 [P34,37,40,42,49,74,122]	社会生活上、必要不可欠な外出及び余暇活動などの社会参加のための外出時に移動を支援すること。
医療的ケア [P14,30,43,61,89,104]	吸引、注入、導尿などの医療的な行為。吸引とは、電動又は手動の吸引器で、口腔や鼻腔などの痰や鼻汁、唾液などの分泌物を吸引すること。注入とは、呼吸障害、摂食障害などがある人に、経管による栄養及び水分、薬液の注入を行うこと。導尿とは、排尿困難のある人に対して、尿道からカテーテルを挿入し、排尿することをいう。
育成医療 [P49]	育成医療とは、都道府県が、身体に障害のある児童に対し、生活の能力を得るために必要な医療の給付を行い、又はこれに代えて育成医療に要する費用を支給すること。
運動ニューロン疾患 [P90]	筋肉を動かす神経単位（運動ニューロン）が変性・死滅するため、全身の筋肉が徐々に萎縮し、運動機能が失われてゆく、原因不明の病気の総称。筋萎縮性側索硬化症（ALS）などがその代表的なもの。
NPO [P13,30,40,141]	Non Profit Organization の略。行政・企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織のこと。平成 10 年、これに法人格を与え活動を支援するための特定非営利活動促進法が成立した。

か行	
介護保険制度 [P69,95]	40 歳以上の方が被保険者（加入者）となって保険料を納め、その保険料や税を財源に、介護が必要と認定されたときには、原則 1 割負担で介護保険サービスを利用できる制度。被保険者の要介護状態や要支援状態に関して必要な保険給付を行う。介護を必要とする本人や、その家族が抱えている介護の不安や負担を、社会保険方式により社会全体で支え合う。
基幹相談支援センター [P56,63,112,113,114]	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的にを行うことを目的とする施設のこと。
居宅訪問型児童発達支援 [P49,101]	重度の障害等の状態にある児童を対象に、障害のある児童の居宅を訪問して発達支援を行うサービス。
筋ジストロフィー [P89]	筋肉の栄養障害により身体、上下肢の筋肉が衰え、歩いたり手足を動かしたりすることができなくなる進行性の遺伝子異常による病気。
筋萎縮性側索硬化症 (ALS) [P89,90,148]	Amyotrophic Lateral Sclerosis の略。脳から脊髄まで信号を伝える上位運動ニューロンと、それを受けて脊髄から信号を発し筋肉を収縮させる下位運動ニューロンが、選択的かつ進行性に変性し消失していく原因不明の病気。筋萎縮と筋力低下が特徴的な病気で、初期には手足がやせたり力が入らなくなる。筋萎縮は徐々に全身に広がり、歩行困難になるほか、言語障害、嚥下障害、呼吸障害に及ぶ。
グループホーム [P29,31,38,41,43,49,53,56,65,92,93,143,]	障害者総合支援法で、共同生活援助という。地域社会の中にある住宅（アパート、マンション、一戸建てなど）において障害のある人が共同で生活する形態で、同居あるいは近隣に居住している専任の世話人によって食事や日常生活に必要なサービスが提供されるもの。
ケアラー [P32]	高齢、身体上、精神上の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を行っている人のこと。
計画相談支援 [P4,29,34,37,42,49,63,95,96,143,144,147]	サービス利用支援及び継続サービス利用支援の相談を支援すること。
権利擁護 [P30,34,112,115,116]	自己の権利を表明することが困難又は不十分な知的障害、精神障害のある人などが、地域社会で自立して生活するために必要な権利やニーズの表明を支援し代弁すること。

言語聴覚士 [P113]	厚生労働大臣の免許を受けて、音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある人についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行う人のこと。
ケースワーカー [P112]	生活保護を受けている人や障害のある人など、社会的に支援を必要とする人とその環境に対して、さまざまな働きかけをする職員のこと。
高次脳機能障害 [P12,54,78,115,131,154,]	交通事故や脳血管疾患などの病気で脳に損傷を受けた後遺症として、記憶力や注意力の低下などの症状が現れ、日常生活や社会生活において、支障をきたす障害。外見からは分かりにくく、自覚できない場合もあるため、「見えない障害」とも言われている。
更生医療 [P49]	身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行うもの。1割の自己負担がある。
更生訓練 [P130]	身体障害のある人の経済的自立及び日常生活上の自立を目的として行われるさまざまな訓練やリハビリテーションのこと。
さ行	
作業療法士 [P78,123]	身体又は精神に障害のある人に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作、その他の作業を行わせる人のこと。
サービス等利用計画 [P95,96,150,153,155]	障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、障害のある人のニーズや置かれている状況等を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し作成する計画。指定特定相談支援事業者が作成する。
指定特定相談支援事業者 [P95,150]	平成24年4月の障害者総合支援法の改正により、基本相談支援及び計画相談支援のいずれも行う事業者を特定相談支援事業者という。障害福祉サービス等を申請した障害のある人及び障害のある児童について、サービス等利用計画の作成、サービス支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行う。
指定難病医療給付制度 [P27]	「難病の患者に対する医療等に関する法律」（平成26年法律第50号）に基づき指定される指定難病について、治療方法の確立等に資するため、難病患者データの収集を効率的に行い、治療研究を推進することに加え、効果的な治療方法が確立されるまでの間、長期の療養による医療費の経済的な負担が大きい患者を支援する制度。令和3年4月現在、指定難病は333疾病となっている。

児童発達支援センター [P60,97,98,147]	主に未就学の障害のある児童又はその可能性のある児童に対し、個々の障害の状態及び発達の過程・特性等に応じた発達上の課題を達成させていくための本人への発達支援を行うほか、子どもの発達の基盤となる家族への支援を行う施設。また、地域における中核的な支援機関として、保育所等訪問支援や障害児相談支援、地域生活支援事業における巡回支援専門員整備や障害児等療育支援事業等を実施することにより、地域の保育所等に対し、専門的な知識・技術に基づく支援を行う。
児童福祉法 [P3,4,5,47,49,89,157]	児童の福祉を担当する公的機関の組織や各種施設及び事業に関する基本原則を定めた法律。
自立支援協議会 [P9,56,104,109,113,136]	障害者自立支援法に基づき、地域の関係者が集まり、地域の課題などの共有、地域の関係機関によるネットワーク構築、地域の社会資源の開発、改善、地域相談事業の運営評価及び障害福祉計画策定に当たっての意見の具申などを行う機関のこと。
自立生活援助 [P34,49,54,92]	障害のある人本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定期間にわたり定期的な巡回訪問や食事や掃除、地域住民との関係性の確認等を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。また、定期的な訪問以外に、電話やメール等で随時相談も行う。
社会福祉協議会 [P7,113,116,117,121,128,136,141,148]	地域福祉の推進を目的とし、都道府県・市区町村に設置されている団体のこと。福祉専門職の職員養成、福祉人材の確保、福祉サービスの第三者評価、福祉・介護サービス事業、障害のある人など要援護者の生活相談事業など、さまざまな社会福祉事業を実施している。本市では、社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会が設置されている。
社会福祉士 [P112,157]	社会福祉士及び介護福祉士法に基づく福祉専門職の国家資格。専門的知識及び技術をもって、身体上もしくは精神上の障害があること、又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う人のこと。
手話 [P117,121,148]	聴覚障害のある人のコミュニケーション手段の一手法で、手の型・位置・動きを組みあわせて意味を表すもの。
就労移行支援 [P34,49,57,58,82,84,86,88,94,128,130,142,152,156]	一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を実施するサービス。対象者は、一般企業への就労を希望する人など。

就労継続支援 [P29,49,58,59,84,86,130,142,156]	一般企業に就職が困難な人で、雇用契約に基づき就労機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。雇用契約を結び利用する「A型」と、雇用契約を結ばないで利用する「B型」がある。
就労定着支援 [P49,57,59,88,128,142]	就労移行支援等を利用し一般企業等に就労した方に、職場・家族・関係機関への連絡調整を行なう。職場や自宅への訪問、障害のある人の来所により、生活リズムや体調等の指導や助言等を行ったりすることで、就労に伴う環境の変化に適応できるよう支援を行う。
住宅入居等支援事業 [P113,114]	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により、入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整などに係る支援を行うとともに、家主などへの相談・助言を通じて障害のある人の地域生活を支援する事業。
重症心身障害 [P61,89,90,102]	障害の種別にかかわらず、2つ以上の障害のある「重複障害」とは異なり、重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複する場合に限って使われる名称。
重度心身障害 [P124,129]	障害の程度の重い人のことで、概ね身体障害者手帳3級以上、療育手帳B以上、精神障害者保健福祉手帳2級以上を指す（同じ重度心身障害という表現を使っている、サービスによって障害の等級が異なる場合がある。）。
障害基礎年金 [P86]	国民年金に加入している間に初診日（障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師の診療を受けた日）のある病気やけがで、法令により定められた障害等級表（1級・2級）による障害の状態にある間は年金が支給されるもの。
障害支援区分 [P69,71,72,74,75,77,89,90,94]	障害のある人に対する障害福祉サービスの必要性を明らかにするために、心身の状態を総合的に示すもの。介護給付における障害支援区分の認定は、2次判定を経て、障害支援区分や有効期間について認定等を行う。区分は、1から6までの6段階となっている。
障害者基本法 [P3,5,6,8,139]	障害者施策に関する基本的理念とともに、国や地方公共団体などの責務、障害のある人のための施策の基本となる事項を定めることにより、障害のある人のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障害のある人の自立とあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律。
障害者虐待防止センター [P34,113]	障害者虐待防止法に基づき、養護者などから虐待を受けたと思われる障害のある人を発見した場合の通報、届出をはじめ、虐待の防止、保護、相談等を行うとともに、支援、その他啓発活動等を実施するため設置される組織。

障害者差別解消法 [P34]	全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月に制定し、平成 28 年 4 月 1 日から施行。
障害者支援施設 [P29,56,77,90,92,95,112,156]	障害のある人に対して、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の障害福祉サービスを行う施設のこと。
障害者就労支援センター [P29,65,84,86,128]	障害のある人の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障害のある人が安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労及び生活に関する支援を総合的に行う機関のこと。
障害者相談支援センター [P29,113,143,147]	障害のある人が地域で安心して自立した生活が送れるような社会実現を目指し、ニーズに応じたサービス等利用計画の作成や、就労や日中活動についての相談支援活動を行う機関のこと。
障害者総合支援法 [P3,4,7,47,49,64,109,122,129,149,150,153,156]	応益負担を原則とする障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）を改正し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備などを内容とする法律として、平成 25 年 4 月から施行された。
障害福祉サービス [P3,4,7,8,9,11,12,14,28,29,30,34,36,37,39,40,41,43,47,48,49,63,64,65,72,93,95,96,112,115,122,135,150,152,153,155,156]	障害者総合支援法第 88 条に規定する法定サービスであり、同法により、障害のある人の地域生活の充実、就労による自立などを一元的に支援することとなった。
情報・意思疎通支援用具 [P119,156]	日常生活用具の種類の一つであり、点字器や人工喉頭などの障害のある人（児）の情報収集、情報伝達や意思疎通などを支援する用具のこと。
職場定着支援 [P82,128]	既に就業している障害のある人の職場への定着を支援すること。
心理相談員 [P126]	特定民間法人中央労働災害防止協会が認定する労働安全衛生関連の資格の名称、及びその有資格者のこと。
身体障害者手帳 [P23,24,28,30,129,130,152]	身体障害者福祉法の別表に掲げる一定以上の障害がある人に対し、申請に基づいて障害程度を認定し、法に定める身体障害者であることの証票として都道府県知事が交付するもの。 各種援護施策の基本となるとともに、税の控除・減免や J R 運賃の割引などについても、手帳の交付を受けていることがその対象の要件となる場合がある。

成年後見制度 [P30,34,35,49,112,115,116]	認知症、知的障害、精神障害、統合失調症、高次脳機能障害、遷延性意識障害などのために判断能力が不十分な人を保護するための制度。そのような人が契約を結ぶ必要がある場合などに、本人に代わってこれらの行為を行うなどの後見的役割を務める成年後見人などを家庭裁判所が選任することによって、その判断能力を補うもの。
生活ホーム [P29,143]	自立した生活を望みながらも、家庭環境や住宅事情などによってそれができない身体障害のある人又は知的障害のある人が、居室その他の設備を利用するとともに、日常生活に必要な指導・援助を受けられる施設のこと。 日常の生活が自立していることが条件となっており、利用定員は4～9人。
精神科病院 [P54,95,112]	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づいて、精神障害のある人を入院させて、必要な医療を受けさせ、また、保護する病院のこと。原則的に各都道府県は設置義務があり、民間の病院でも、厚生労働大臣の定める基準を満たしていれば、指定病院になることができる。
精神障害者保健福祉手帳 [P26,28,30,129,130,152]	精神障害のある人の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有する人のうち、精神障害のため長期にわたり、日常生活又は社会生活への制約がある人を対象として交付する手帳。税の控除・減免や公共施設の利用料減免などの優遇が受けられる。
精神通院医療 [P26,49]	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患（てんかんを含む）を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行うもの。
精神保健福祉士 [P112,123,157]	平成9年12月に成立した精神保健福祉士法に基づく精神障害のある人の保健・福祉に関する専門職の国家資格。精神障害のある人の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行う。
せんえん 遷延性意識障害 [P90,115,154]	重度の昏睡状態を指す症状。持続的意識障害などとも言われる。日本脳神経外科学会による定義では、自力移動が不可能、自力摂食が不可能など6つの項目が、治療にもかかわらず、3か月以上続いた場合を遷延性意識障害とみなす。

た行	
短期入所 [P29,34,37,40,49,90,143,144,156]	障害のある人（児）、高齢者の心身の状況や病状、その家族の病気、冠婚葬祭、出張などのため一時的に養育・介護をすることができない、又は家族の精神的・身体的な負担の軽減などを図るために、短期間入所して日常生活全般の養育・介護を受けることができるサービスのこと。
地域移行支援 [P42,49,54,65,95,96]	さまざまな理由によって退院（退所）できなかった方々に対して、保健所・自治体・病院・障害福祉サービス事業所などの関係機関が協力して、退院（退所）後の生活を支える体制を作り支援していくもの。地域移行推進員を派遣してスムーズに退院（退所）できるようサポートするサービスのこと。
地域活動支援センター [P42,49,123,143]	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流などを行う施設のこと。対象者は、創作的活動や生産活動を希望する人など。
地域相談支援 [P4,95]	①いろいろなサービスを必要とする。②長期にわたる入所（入院）生活のために退所（退院）後の生活に不安がある。③家族やまわりの人から支援が得られず孤立している。などの理由がある人を対象に、計画的なプログラムに基づいた自立支援サービス等利用計画を作成支援するサービスのこと。
地域定着支援 [P42,49,54,65,95,96]	施設から地域に移行した人について、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態などにその他の便宜を供与するサービスのこと。
点字 [P119,144,153]	視覚障害のある人が文書を読み書きするときに用いるもの。指先で触れて読めるように、紙面に突起した点を縦3点、横2点で組みあわせて音を標記する文字。
統合失調症 [P26,131,154]	幻覚や妄想といった精神病症状や意欲・自発性の低下などの機能低下、認知機能低下などを主症状とする精神疾患の一つ。
統合保育 [P105]	障害のある子どもの特性等に十分配慮して健常児との混合により行う保育のこと。
特定障害者特別給付費 [P93]	入所施設を利用される方について支給される。生活保護、低所得1、2の利用者には、定率負担額や実費負担額を負担しても（少ない年金収入等しかなくても）その他生活費が一定額残る様に給付する。
特別支援学校 [P38,65,77,78,80,82,84,86,99,147]	学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年4月1日施行）により、従来の盲学校、聾学校及び養護学校について、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授ける特別支援学校として位置付けられたもの。

な行	
難病 [P12,27,28,30,31,32,33,34,35,117,129,148,150,156]	原因が不明で治療法が確立していない、長期療養を必要とする希少な疾病。令和3年4月現在、特定疾患等医療給付制度の対象となる疾病は、指定難病は333疾病、小児慢性特定疾病は762疾病となっている。また、障害福祉サービス等の対象となる疾病は361疾病となっている。
難病患者見舞金 [P27,28,30,131]	国及び県が指定した特定疾患及び小児慢性特定疾患の方の精神的、経済的な負担を軽減するため、指定難病医療受給者証等をお持ちの人に、市が支給する見舞金のこと。
日常生活用具 [P34,37,42,49,119,153,156]	障害者総合支援法第77条第1項第6号の規定による障害者又は障害児の日常生活上の便宜を図るための用具（介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排せつ管理支援用具、居宅生活動作補助用具）のこと。
日中一時支援事業 [P34,38]	障害のある人などの日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び一時的な休息のため、日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設などにおいて、障害のある人などに活動の場を提供し、見守り、社会に適應する日常的な訓練、その他支援を行う事業のこと。
日中活動系サービス [P56,65,77]	障害者の昼間の活動を支援するサービスのこと。具体的なサービスとしては、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所等を指す。
は行	
排せつ管理支援用具 [P119,156]	日常生活用具の種類の一つであり、ストマ用装具などの障害のある人（児）の排せつ管理を支援する衛生用品のこと。
発達障害 [P8,12,48,54,55,62,126,157]	生まれつきの脳の障害のために言葉の発達が遅い、対人関係をうまく築くことができない、特定分野の勉強が極端に苦手、落ち着きがない、集団生活が苦手、といった症状が現れる精神障害の総称で、自閉症スペクトラム障害、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、学習障害、などさまざまな障害が含まれる。
ピアカウンセリング [P112,136]	障害のある人などが、自らの体験に基づいて、同じ立場にある他の障害のある人などの相談に応じ、問題解決のための助言を行うこと。
ピアサポート [P62]	同じ症状や悩みを持ち、同じような立場にある仲間が、体験を共有し、互いをサポートしていく取り組みのこと。
P D C Aサイクル [P136]	計画（Plan）を実行（Do）し、評価（Check）して改善（Action）に結びつけ、その結果を次の計画に生かすプロセスのこと。

福祉施設 [P48,53,57,136]	各種の法律により、社会福祉のために造られた施設のこと。職員には、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士のほか、非常勤（一部施設は常勤）の医師や看護師、指導員、保育士などがある。
ペアレントトレーニング [P62]	保護者が子どもとのより良い関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援する保護者向けのプログラムのこと。当初、知的障害や発達障害のある子どもを持つ家庭向けに開発されたが、現在は幅広い目的や方法で展開されている。
ペアレントメンター [P62]	自らも発達障害のある子育てを経験し、かつ、相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指す。
ペアレントプログラム [P62]	育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラムのこと。発達障害やその傾向のある子どもをもつ保護者だけでなく、さまざまな悩みをもつ多くの保護者に有効とされている。
保健師 [P104,112,157]	所定の専門教育を受け、地区活動や健康教育指導などを通じて疾病の予防や健康増進など公衆衛生活動を行う地域看護の専門家。
補装具 [P49]	身体障害のある人などが装着することにより、失われた身体の一部、あるいは損なわれた身体機能を補完・代替する用具。具体的には、義肢（義手・義足）・装具・車いす、つえ、義眼、補聴器など。
放課後等デイサービス [P29,34,37,40,49,61,99,103,145,146]	平成 24 年の児童福祉法改正により位置付けられたサービス。学校通学中の障害のある児童に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害のある児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所作りを行っている。
訪問系サービス [P65,69,76]	利用者の自宅での快適な療養・生活を目指し、医療度の高い介護サービスから、入浴・排せつ等の生活に即した介護サービス、そして自立生活に向けた生活支援サービスまで訪問して行うサービスのこと。
ホームヘルパー [P32,69]	障害のある人などの家庭を訪問し、①入浴、排せつ、食事などの介護、②調理、洗濯、掃除などの家事、③生活などに関する相談、助言、④外出時における移動の介護などを行う職種のこと。

ま行	
モニタリング [P95,150]	個別支援計画の見直し・評価のこと。一定期間ごとに計画の目標、達成状況の評価、達成されない原因の分析・理由、今後の対応（支援内容・方法の変更、見直しなど）を行う。
や行	
要約筆記 [P117,118,148]	聴覚障害のある人のためのコミュニケーション手段のひとつで、話されている内容を要約し、それを文字にして伝えるもの。要約筆記には、手書き要約筆記（OHP、OHC、ノートテイク）とパソコン要約筆記があり、聴覚障害のある人が参加する講演会や集会、会議など、状況に応じて使い分けることが可能。 ※OHP…オーバーヘッドプロジェクターの略 OHC…オーバーヘッドカメラの略 要約筆記者とは、所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、中途失聴者や難聴者などの聴覚障害のある人のために筆記を行う人のこと。
ら行	
ライフステージ [P14,47,60,135,158]	人間の一生において節目となるできごと（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等）によって区分される生活環境の段階のことをいう。
理学療法士 [P78]	身体に障害のある人に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行わせたり、電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えたりする人のこと。国家資格である。
リハビリテーション [P5,78,150]	障害のある人の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的訓練プログラムにとどまらず、障害のある人のライフステージの全ての段階において、主体性、自立性、自由といった人間本来の生き方の回復、獲得を目指す障害者施策の理念のこと。 また、運動障害の機能回復訓練といった狭い意味で用いられる場合もある。
療育手帳 [P25,29,30,129,130,152]	平成3年の厚生労働省事務次官通知「療育手帳の実施」に基づいて、都道府県知事が発行するもので、知的障害のある人に対して支援・相談を行うとともに、各種のサービスを受けやすくするために、申請のあった一定の知的障害がある人に対し、埼玉県療育手帳制度要綱に基づき、その障害程度を判定し、県知事が交付するもの。

第6期朝霞市障害福祉計画・第2期朝霞市障害児福祉計画

令和3（2021）年3月

発 行 朝霞市

編 集 福祉部障害福祉課

〒351-8501

埼玉県朝霞市本町1-1-1

電 話：（048）463-1111（代表）

FAX：（048）463-1025

ホームページ <https://www.city.asaka.lg.jp/>



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。